

第5回静岡市・蒲原町合併協議会

第5回静岡市・由比町合併協議会

## 合同会議

(その1)

法による特例項目協議資料

日 時：平成16年8月10日(火)

午後1時30分から

場 所：蒲原町文化センター

4階「大会議室」

第5回静岡市・蒲原町合併協議会  
第5回静岡市・由比町合併協議会  
合同会議次第

日 時 平成16年8月10日(火)  
午後1時30分から  
場 所 蒲原町文化センター  
4階「大会議室」

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協 議

法による特例項目について  
一般項目について  
建設計画について

(2) その他

4 閉 会

# 法による特例項目協議資料

## 法による特例項目

項 目	概 要	協 議 状 況 ( 結 果 )
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	合併特例法の在任特例や定数特例などの特例制度を適用するかどうか協議する。	【平成16年5月28日開催第2回協議会提案：継続協議】 【平成16年6月30日開催第3回協議会で協議：継続協議】 【平成16年7月30日開催第4回協議会で協議：継続協議】
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	合併特例法等の特例制度を適用するかどうか、適用する場合は、在任特例とするのか、複数の農業委員会を存続させるのか協議する。	【平成16年5月28日開催第2回協議会提案：継続協議】 【平成16年6月30日開催第3回協議会で協議：継続協議】 【平成16年7月30日開催第4回協議会で協議：継続協議】 〔1市2町の農業委員会で協議〕
8 地方税の取扱い	合併特例法等の不均一課税等を適用するかどうか協議する。	【平成16年5月28日開催第2回協議会提案：継続協議】 【平成16年6月30日開催第3回協議会で協議：継続協議】 【平成16年7月30日開催第4回協議会で協議：継続協議】  「蒲原町及び由比町の区域の事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を適用する。」ことについては、平成16年5月28日開催の第2回協議会で合意
9 一般職の職員の身分	一般職の職員の取扱いについては、旧自治体が消滅した時点でその身分は失われることになるが、合併特例法の規定によりすべての職員は合併市町村の職員として引き継がれることになる。 そこで、合併後の職員の身分の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成16年5月28日開催第2回協議会提案：同日合意】 蒲原町及び由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。

項 目	概 要	協 議 状 況 ( 結 果 )
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	<p>地域審議会、地域自治区及び合併特例区を設置するかどうか、設置する場合は、その基本的な考え方を協議する。</p> <p>(地域自治区及び合併特例区については、当該事項に係る改正法が施行された場合の取り扱いを協議する。)</p>	<p>【平成16年5月28日開催第2回協議会提案：継続協議】</p> <p>【平成16年6月30日開催第3回協議会で協議：継続協議】</p> <p>【平成16年7月30日開催第4回協議会で協議：継続協議】</p>

## 6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

### 編入合併の場合の特例

#### 1 定数特例

(1) 編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口比で算出した増加定数を編入する市町村の議員定数に加えた数をもって、合併市町村の議員の定数とすることができる。

この場合、合併時に編入された選挙区については増員選挙が行われることになる。

(2) この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができる。

#### 2 在任特例

(1) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

(2) 合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができる。

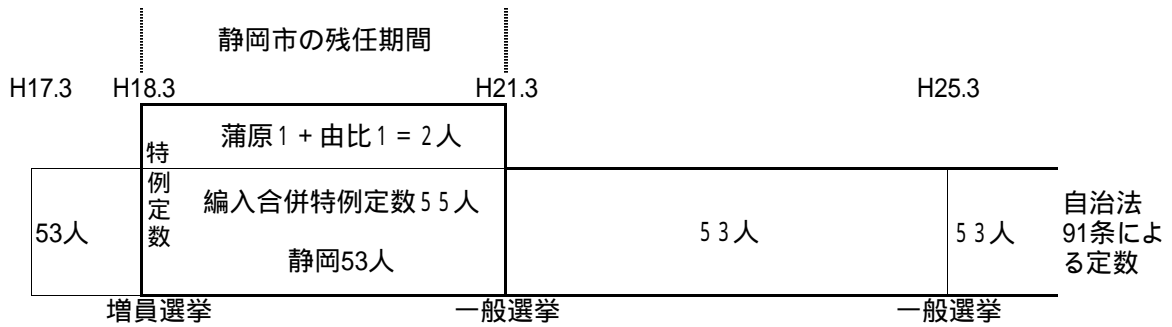
1-(1) 定数特例

編入される自治体の議員定数

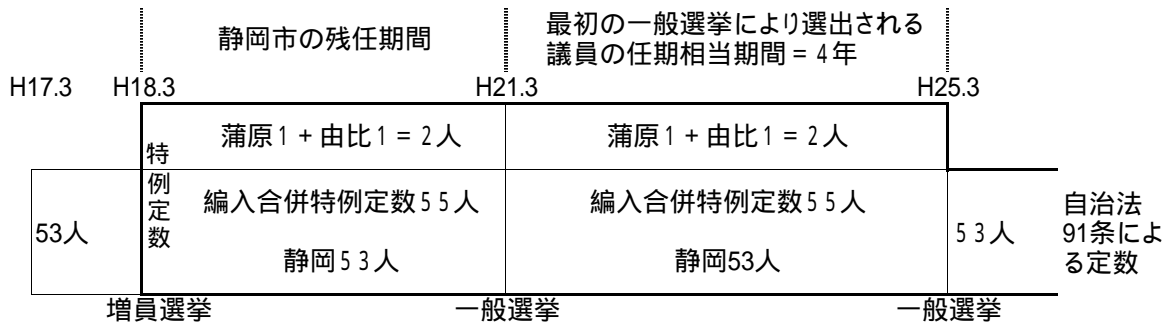
= 編入する自治体の議員定数 × 編入される自治体の国調人口 / 編入する自治体の国調人口

蒲原町:  $53人 \times 13,454人 / 706,513人 = 1.0092人$  1人

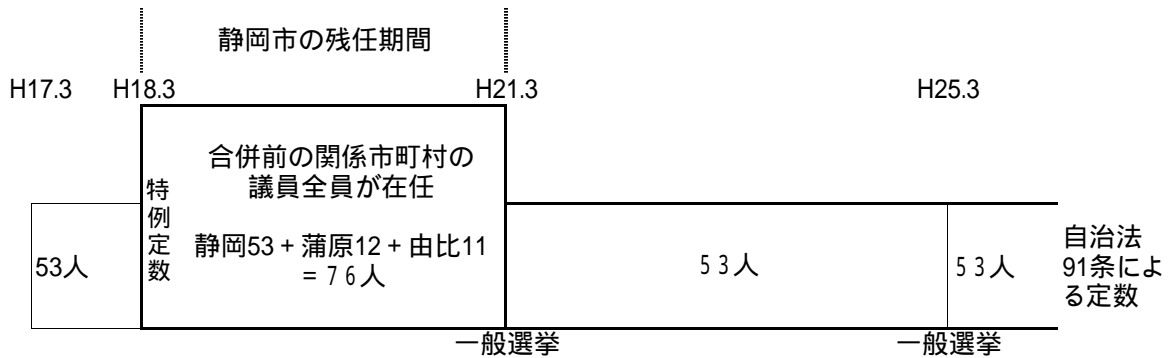
由比町:  $53人 \times 10,013人 / 706,513人 = 0.7511人$  1人



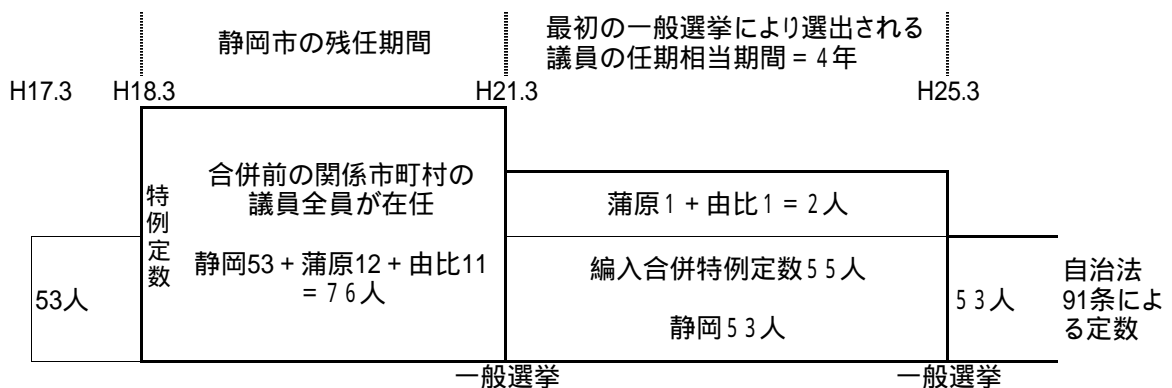
1-(2) 定数特例 + 定数特例



2-(1) 在任特例



2-(2) 在任特例 + 定数特例



## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

合併後の市町村に複数の農業委員会を置く場合

農業委員会は、1 市町村 1 農業委員会が原則だが、その区域を 2 以上に分けて、その区域ごとに農業委員会を置くことができる。

### 1 農業委員会等に関する法律第 34 条（境界の変更の場合の特例）を適用する場合

編入合併の場合

市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。（農業委員会等に関する法律第 34 条第 2 項）

### 2 農業委員会等に関する法律第 34 条（境界の変更の場合の特例）を適用しない場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合、編入合併も新設合併と同様に取扱われる。（合併特例法第 8 条第 3 項）

- ・ 人数：当該各区域の農業委員会ごとに、10 人以上 80 人以内
- ・ 任期：当該各区域の農業委員会ごとに、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

合併後の市町村に 1 つの農業委員会を置く場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。（合併特例法第 8 条第 1 項）

編入合併の場合

- ・ 人数：40 人以内
- ・ 任期：編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間



## 農業委員会の概要

### 1 農業委員会の性質

(地方自治法第180条の5、農業委員会等に関する法律第3条、同法施行令第2条)

農業委員会は、農業委員会等に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積(静岡県では90ha)のある市町村には必ず置かなければならない合議体の行政委員会

会長及び委員は、非常勤の特別職の地方公務員

### 2 農業委員会の所掌事務の主なもの

(農地法第4条、同法施行令第1条の7、農業委員会等に関する法律第6条、)

- ・ 農地転用につき県知事が許可する場合の申請書の受理、送付、意見書の添付等
- ・ 農地等の利用関係の調整等
- ・ 農業者年金事務 等

### 3 委員(農業委員会等に関する法律第4条)

「農民の選挙によって選出される選挙による委員」と「市町村長によって選任される選任による委員」とで構成

(1) 選挙による委員(農業委員会等に関する法律第7条、第8条、第15条)

- ・ 定数は、10人から40人までの間で条例で定める数
- ・ 選挙権・被選挙権は、区域内に住所を有する20歳以上、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者 等
- ・ 任期は3年  
静岡県 40人(任期:H16.4.1~H19.3.31)  
蒲原町 10人(任期:H14.7.20~H17.7.19)  
由比町 11人(任期:H14.7.20~H17.7.19)

(2) 選任による委員(農業委員会等に関する法律第12条)

市町村長は、下記の者を委員として選任しなければならない。

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事:各1人

当該市町村の議会が推薦した学識経験を有する者:5人以内

静岡県:農業協同組合推薦2人(静岡県農業協同組合、しみず農業協同組合)

農業共済組合推薦委員1人(静岡県中部農業共済組合)

議会推薦委員5人

蒲原町:農業協同組合推薦1人(するが路農業協同組合)

農業共済組合推薦委員0人

議会推薦委員2人

由比町:農業協同組合推薦1人(するが路農業協同組合)

農業共済組合推薦委員0人

議会推薦委員3人

### 4 会長(農業委員会等に関する法律第5条)

委員の互選で決定(選挙による委員、選任による委員のいずれでも可)

### 5 職員(農業委員会等に関する法律第20条)

農業委員会の事務に従事させるため、職員が置かれ、事務局を構成する。

職員は、農業委員会によって任免される。

## 8 地方税の取扱い

合併関係市町村の相互の間で地方税の賦課に関し著しい不均衡があることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域に渡って均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合には、合併特例法第10条第1項の規定により、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるとされている。

なお、同条第3項の規定により、合併関係市町村のいずれかが合併の日の前日において市街化区域農地の宅地並課税の対象となっている場合で(静岡市の場合は、政令指定都市に移行後であれば対象となる。)、合併の日の前日において、編入される合併関係市町村の区域内に所在する宅地並課税の対象ではない市街化区域農地であり、合併の日の属する年の翌年度から宅地並課税の対象となるものについては、合併の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税について、宅地並課税を適用しないとされている。

(参考) 静岡市、蒲原町及び由比町における市・町税の税率比較(平成16年4月1日現在)

		静岡市	蒲原町	由比町
住民税	個人住民税 (均等割)	3,000円	3,000円	3,000円
	個人住民税 (所得割)	標準税率	標準税率	標準税率
	法人住民税 (均等割)	標準税率	標準税率	標準税率
	法人住民税 (法人税割)	12.3%	12.3%	12.3%
固定資産税		1.4%	1.4%	1.4%
軽自動車税		標準税率	標準税率	標準税率
市町村たばこ税		一定税率 (売り渡し本数1,000本に付き2,977円。ただし、旧3級品は同1,412円)		
鉱産税		価格の1% (200万円以下の場合0.7%)	課税客体なし	
特別土地保有税		課税停止中(平成15年税法改正)		
入湯税		1人1日150円	課税客体なし	
事業所税	資産割 (免税点:事業所床面積 1,000㎡以下)	600円/㎡	(旧清水市域) H21.3.31までに課税標準 の算定期間が終了する事業 まで課税免除	-
	従業者割 (免税点:従業者数100人以下)	従業者給与総額の0.25%		-
都市計画税		0.3%	0.2%	-
			都市計画区域はあるが、市街化区域はなし(未線引き)。 条例で区域を指定して課税。	都市計画区域はあるが、市街化区域はなし(未線引き)。

## 【資料】蒲原町及び由比町で新たに市街化区域に設定された地域の 固定資産税及び都市計画税の取扱い

政令指定都市の都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分すること（以下「線引き」という。）が都市計画法第7条第1項第2号で義務付けられている。したがって、蒲原町及び由比町が静岡市と合併する際には、線引きが必要となる。

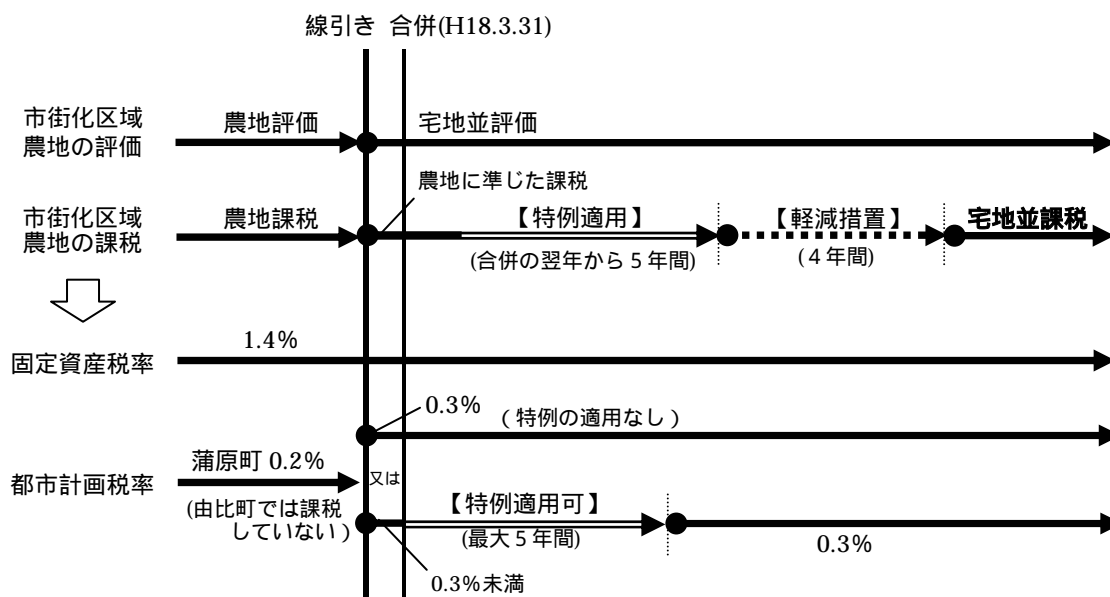
市街化区域に所在する土地及び家屋については、固定資産税に加えて、都市計画税が課税されることになるが、静岡市が3大都市圏の特定市であるため、市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税が宅地並に課税されることとなる。

ただし、急激な税負担の上昇とならないよう、次のような措置が講じられている。

### 合併特例法及び地方税法等の規定に基づく措置

合併前に線引きが行われた場合には、合併特例法第10条第3項の規定により、合併した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分（平成19～23年度）について、市街化区域農地でも農地に準じた課税がされる。そして、現行制度では、地方税法附則第19条の3第1項及び同法施行令附則第14条の7第1項の規定に基づき、4年間の段階的な軽減措置が講じられた後に、宅地並に課税されることになる。

また、市と両町との間で合併直前の都市計画税率に差異があった場合には、合併特例法第10条第1項の規定に基づき、合併した年度及びこれに続く5年度（実質、平成18～22年度）に限り、その差異を限度として課税免除又は不均一課税をすることができる。



現在、蒲原町は線引きをしていないため、条例に基づき、都市計画区域全域を対象に都市計画税を課している。

## 10 地域審議会と地域自治組織の取扱い

地域審議会と地域自治組織の比較表

区 分	地 域 審 議 会	地 域 自 治 組 織	
		地 域 自 治 区	合 併 特 例 区
		合併に際しての特例制度	
根拠法令	現行合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）	改正合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）	改正合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）
法人格	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
設置区域	旧市町村単位	旧市町村単位(合同も可)	旧市町村単位(合同も可)
設置方法	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で定める。	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で定める。	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で規約を定め、知事の認可を受けて設置
設置期間	合併関係市町村の協議で定める期間(先進事例では概ね 10 年)	合併関係市町村の協議で定める期間	合併関係市町村の協議で定める期間(5 年以下)
規約	<p>地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。</p>	<p>事務所の位置、名称及び所管区域、地域協議会の構成員の任期、定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。</p> <p>地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、合併関係市町村の協議で定める。</p>	<p>次の事項を規約で規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称</li> <li>・ 区域</li> <li>・ 設置期間</li> <li>・ 処理する事務</li> <li>・ 公の施設の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地</li> <li>・ 事務所の位置</li> <li>・ 長の任期</li> <li>・ 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期</li> <li>・ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法</li> <li>・ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項</li> </ul>

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
規約の変更	合併後に、協議により定められた事項を変更する場合は、条例で定めなければならない。(設置期間の変更を行うことは、適当ではないと解されている。)	合併後に、協議により定められた事項を変更する場合は、条例で定めなければならない。	(1)合併市町村と合併特例区との協議によって定め、知事の認可を受けなければならない。 (2) (1)の協議については、合併市町村にあっては議会の議決、合併特例区にあっては合併特例区協議会の同意が必要
機能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる。	合併市町村の長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映させつつ処理する。	次の事務のうち、規約で定めるものを処理する。 (1)合併関係市町村において処理されていた事務であって、合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの (2)合併関係市町村の区域であった地域の住民の生活の利便性の向上等のため、合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務
事務所		(1)地域自治区に事務所を置く (2)事務所の位置、名称及び所管区域は、合併関係市町村の協議で定める。	事務所の位置は、合併関係市町村の協議により規約で定める。
区長等		(1) 事務所長(事務吏員) (2)事務所長に代えて区長(特別職)を置くことができる。 (3)区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任	(1)合併特例区長 (2) 合併特例区長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任 (3) 合併特例区長は、合併市町村の助役、指定都市の区長又はその出張所長と兼ねることができる。

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
			<p>(4)合併特例区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p> <p>(5) 合併特例区長は、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。</p>
区長等の任期		区長(特別職)を置いた場合は、2年以内で合併関係市町村の協議で定める期間	2年以内で規約で定める期間
職員		合併市町村の職員	合併市町村の職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区長が命ずる。
予算	合併市町村の予算	合併市町村の予算	<p>(1)合併市町村は合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずる。</p> <p>(2)合併特例区長は、予算を作成する。</p> <p>(3)合併特例区は、課税権、起債権を有さない。</p>
協議会等の設置	地域審議会	地域協議会	合併特例区協議会
協議会等の権限	市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる	<p>(1)次に掲げる事項のうち、合併市町村の長その他市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、合併市町村の長その他市町村の機関に意見を述べるができる。</p> <p>地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項のほか、市町村が処理す</p>	<p>(1)合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その</p>

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
		<p>る地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>市町村の事務処理にあつての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項</p> <p>(2) 合併市町村の長は、合併関係市町村の協議で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 合併市町村の長その他市町村の機関は、(1)及び(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。</p> <p>(2) 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、(1)及び(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>
協議会等の構成員の選任	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、合併市町村の長が選任	合併特例区の区域内に住所を有する者で合併関係市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任
協議会等の構成員の任期	合併関係市町村の協議で定める期間(先進事例では2年程度)	4年以内で合併関係市町村の協議で定める期間	2年以内で規約で定める期間
協議会等の会長・副会長	合併関係市町村の協議で定める。(先進事例では、会長、副会長は委員の互選)	<p>(1)会長、副会長を置く。</p> <p>(2)会長、副会長の選任及び解任の方法は、合併関係市町村の協議で定める。</p> <p>(3)任期は、構成員の任期による。</p>	<p>(1)会長、副会長を置く。</p> <p>(2)会長、副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。</p> <p>(3)任期は、構成員の任期による。</p>

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
協議会等の 構成員の報酬	各種委員の報酬(先進事例)	報酬を支給しないこととすることができる。	報酬を支給しないこととすることができる。
協議会等の 定数等	構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は合併関係市町村の協議で定める。	構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。	構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し、必要な事項は規約で定める。
住所の表示		地域自治区の名称を冠する	合併特例区の名称を冠する。
解散	設置期間満了により解散	設置期間満了により解散	設置期間満了により解散



第5回静岡市・蒲原町合併協議会

第5回静岡市・由比町合併協議会

## 合同会議

(その2)

一般項目協議資料

日時：平成16年8月10日(火)

午後1時30分から

場所：蒲原町文化センター

4階「大会議室」

一般項目

項 目	概 要	協 議 結 果
12 一部事務組合等の取扱い	合併前の自治体が加入している一部事務組合のほか、協議会等(静庵地区広域市町村圏協議会等)を構成している他の加盟団体との協議が必要になるため、合併後の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成16年6月30日開催第3回協議会 提案：継続協議】 【平成16年7月30日開催第4回協議会 で協議：継続協議】
13 使用料、手数料等の取扱い	各自治体に存在する同一目的の施設や、同一の種類の手続きについての使用料、手数料等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成16年6月30日開催第3回協議会 提案：同日合意】 静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町及び由比町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当分の間、現行のとおりとする。 なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料等については、当分の間、現行のとおりとする。
14 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成16年6月30日開催第3回協議会 提案：継続協議】 【平成16年7月30日開催第4回協議会 で協議：継続協議】
15 組織及び機構	編入合併の場合は、編入する自治体の組織及び機構を適用することになるが、合併に伴い変更が必要となる組織及び機構の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成16年6月30日開催第3回協議会 提案：継続協議】 【平成16年7月30日開催第4回協議会 で協議：継続協議】
16 特別職の職員の身分	編入合併の場合は、編入する自治体の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される自治体の特別職の職員はすべてその身分を失う。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
17 条例・規則の取扱い	編入合併の場合は、編入する自治体の条例・規則を適用することになるが、合併に伴い制定、改廃が必要となる条例・規則の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】

項 目	概 要	協 議 結 果
18 公共的団体等の取扱い	<p>農林水産業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等の取扱いについては、地方自治法第157条第1項で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されていることから、その統合に向けた基本的な考え方を協議する。</p>	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
19 補助金、交付金等の取扱い	<p>各自治体の各種団体に対して、補助金や交付金等を交付する措置を講じているが、これらの補助金や交付金等はそれぞれの団体の特性により交付条件が異なっている。</p> <p>そこで、合併後の団体の円滑な活動を確保する必要があるため、合併後の補助金、交付金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
20 行政連絡機構の取扱い	<p>行政連絡の基礎となる町内会・自治会組織をどのように取扱うのか、その基本的な考え方を協議する。</p>	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
21 町・字名の取扱い	<p>各自治体の町名の取扱いについて、どのように調整するのか。特に、同一町名の場合の取扱いをどのようにするのかについて基本的な考え方を協議する。</p>	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
22 各種福祉制度の取扱い	<p>各自治体の各種福祉制度を調整するにあたり、その基本的な考え方を協議する。</p>	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
23 慣行の取扱い	<p>編入合併の場合は、編入する自治体の慣行を適用することが多いが、編入される自治体独自の慣行の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】

項 目	概 要	協 議 結 果
24 保健衛生事業の取扱い	保健所事業、保健センター事業等の保健衛生業務の実施・調整について基本的な考え方を協議する。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
25 清掃事業の取扱い	ごみ収集・処理事業、し尿収集・処理事業の実施・調整について基本的な考え方を協議する。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
26 各種産業制度の取扱い	商工金融制度や農林水産業関係の諸制度などの各種産業制度の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
27 教育制度の取扱い	学校給食事業、公民館事業等について基本的な考え方を協議する。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
28 消防団の取扱い	消防団の組織、任用基準等について基本的な考え方を協議する。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
29 上水道事業の取扱い	上水道施設、水道料金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
30 下水処理事業の取扱い	合併後の下水処理方法について基本的な考え方を協議する。	【平成16年7月30日開催第4回協議会 提案：継続協議】
31 各種事務事業の取扱い	合併後の各種事務事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
32 その他	前項までの項目以外に合併協議会での協議が必要な項目が生じた場合、その基本的な考え方を協議する。	

一般項目関連資料

1 2 一部事務組合等の取扱い

すり合わせ方針（案）
------------

由比町、蒲原町の一部事務組合等の主なもの（平成 16 年 4 月 1 日現在）

1 一部事務組合

一部事務組合	設置	処理事務	設置団体
共立蒲原総合病院組合 （看護師養成所併設）	S30.10.1	病院の経営・看護師の養成 等 富士川町中之郷 職員数：413人（外臨時61人） （外パート62人）	富士川町 蒲原町 由比町 芝川町
庵原郡環境衛生組合	S36.12.25	し尿・ごみ・斎場の運営 ・し尿・ごみ処理施設：富士川町中之郷 ・最終処分場：由比町東山寺 ・斎場：蒲原町蒲原 ・職員数：18人（外臨時3人） （外パート1人）	富士川町 蒲原町 由比町
庵原地区消防組合	S45.4.1	消防・救急業務 ・由比町（庵原消防署） 1 ・富士川町（富士川分署） 1 ・蒲原町 0 ・職員数：66人（外臨時2人）	富士川町 蒲原町 由比町
県道富士宮由比線市町 道富士川由比線道路組 合	S35.3.31	県道富士宮由比線の要望活動及び市町 道富士川由比線の維持管理	富士宮市 富士川町 由比町

2 法定協議会

名 称	概 要
静庵地区広域市町村圏協 議会	<p>静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定等を行うため、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第 252 条の 2 に基づく協議会として、昭和 47 年に設置された。</p> <p>その後、平成 15 年の静岡市と清水市の合併により、構成市町は 1 市 3 町となった。</p>

3 任意の協議会のうち、次の基準による主なもの

- ・ 地方公共団体のみで構成されているもの
- ・ 静岡市、蒲原町、由比町以外の団体が構成員となっているもの
- ・ 住民生活に関係の深い事務の処理を目的としたもの

一般項目関連資料

蒲原町・由比町

名 称	概 要
静庵地域医療協議会	県・静岡・庵原医療圏域の医療計画・整備に関する協議。 静岡県、静岡市、庵原郡 3 町で組織
静岡県住宅建設推進協議会	公的施設住宅の建設の促進及び管理事務の合理化並びに住環境整備事業促進を図るとともに、その質的向上を図る。 県内69市町村で組織
静岡地区戸籍住民基本台帳事務協議会	戸籍住民基本台帳事務の研究、統一及び相互連携の緊密化を図る。 静岡市、蒲原町及び由比町を含む県中部の 4 市 8 町で組織
静岡県外国人登録事務協議会	外国人登録事務の研究、改善及び円滑な実施に資する。 県内市町村で組織
静岡地方税務研究会	静庵地区における税務行政の協力体制の強化と職員の能力向上を図り、税務行政の運営に寄与する。 静岡財務事務所、静岡市及び庵原郡 3 町で組織
中部圏域ごみ処理広域化推進協議会	中部圏域ごみ処理広域化計画の策定及びこれに基づく計画的かつ広域なごみ処理体制の整備を図る。 静岡市、庵原郡 3 町及び庵原郡環境衛生組合で組織
東駿河湾工業用水道協力会	東駿河湾工業用水事業の健全な発展と岳南地区、静庵地区の発展と住民生活の向上を図る。 静岡市、富士市及び庵原郡 3 町で組織

4 財産区

該当なし

5 公社

( 1 ) 公法人たる公社

該当なし

( 2 ) その他の公社

該当なし

6 第 3 セクター

蒲原町・由比町

名 称	概 要
(株)トーカイ・ブロードバンド・コミュニケーションズ	昭和 4 7 年設立 資本金 2 0 億 9 , 7 0 0 万円 (蒲原町出資金 3 0 万円、由比町出資金 3 0 万円) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業による国庫補助金を受け、庵原郡内のケーブルテレビ基盤の充実を図る。

一部事務組合の概要

項目	組合名	共立蒲原総合病院組合	庵原郡環境衛生組合	庵原地区消防組合	県道富士宮由比線、市町道 富士川由比線道路組合
組織概要	構成団体	蒲原町、富士川町、由比町、芝川町 富士川町中之郷2,500番地の1	富士川町、蒲原町、由比町 富士川町中之郷2,132番地の4	富士川町、蒲原町、由比町 由比町由比字片岸716番地の1	富士宮市、富士川町、由比町 富士宮市弓沢町150番地 (富士宮市役所内)
	所在地	介護老人保健施設 富士川町 看護専門学校 富士川町	し尿処理施設 富士川町 ごみ処理施設 富士川町 火葬場施設 蒲原町 最終処分場施設 由比町	富士川分署 富士川町	
	管理者	富士川町長	蒲原町長	由比町長	富士宮市長
	設置日	昭和30年10月1日	昭和36年12月25日	昭和45年4月1日	昭和35年3月31日
職員の内訳	職員数	17人(芝川町2人、他3町は各5人)	12人(各4人)	12人(各4人)	12人(各4人)
	職員の内訳	413人(他に臨時・パート123人) 医師42人、看護師等220人、薬剤師等 67人、事務・介護・労務等84人	18人(他に臨時・パート4名) 事務・労務等18人	66人(他に臨時2人) 消防士66人	13人(全員兼務職員)
経費負担	分賦金(負担金)	平成15年度 (単位：千円) 構成団体 蒲原町 251,312 由比町 157,800 富士川町 291,651 芝川町 20,486 合計 721,249	平成15年度 (単位：千円) 構成団体 蒲原町 181,017 由比町 134,920 富士川町 224,943 合計 540,880	平成15年度 (単位：千円) 構成団体 蒲原町 201,869 由比町 150,268 富士川町 260,702 合計 612,839	平成15年度 (単位：千円) 構成団体 由比町 200 富士川町 200 富士宮市 200 合計 600
	累積欠損金等 起債未償還残高の内訳	1,290,555,711円(欠損金) (内介護老人施設53,041,981円) 7,682,687,937円	20,042,377円(剰余金) (H13年度繰越金3,023,230円含む) 724,183,958円	5,117,853円(剰余金) (H13年度繰越金4,259,146円含む) 664,600,000円	1,994,192円(剰余金) (H13年度繰越金1,855,165円含む) なし
資産の状況	【施設】(耐用年数の到来期、耐用年数)構造、建設年月	【病院】(H34.4、耐年39年) 鉄筋鉄骨造5階建S58.5、H10.4 【介護老人保健施設】(H63.6、耐年50年) 鉄筋鉄骨造地下1階地上3階建(H13.6) 【看護専門学校】(H54.4、耐年47年) 鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)	【し尿処理施設】(H35.7、耐年30年) 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階(H5.7) 【ごみ処理施設】(H22.4、耐年30年) 建設面積：鉄筋コンクリート造(S55.4) 【火葬場施設】(H28.4、耐年30年) 鉄筋コンクリート造平屋建(S61.4) 【最終処分場施設】 敷地面積15,098㎡(H3.4)	【庵原消防署】(H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造3階建(H10.4) 訓練塔：鉄筋コンクリート造 5階建 【富士川分署】(H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造2階建(H10.4)	
	【減価償却資産の耐用年数等に関する省令に準じ、算定した耐用年数】				

一般項目関連資料

1 4 国民健康保険事業の取扱い

すり合わせ方針（案）  
静岡市の制度に統一する。

1 保険給付の現況（平成 16 年 4 月 1 日現在）

区 分	静岡市	蒲原町	由比町
給付割合	7 割	7 割	7 割
出産育児一時金	300,000 円	300,000 円	300,000 円
葬祭費	50,000 円	50,000 円	50,000 円

2 保険料（税）の現況（平成 16 年本算定後）

区 分	静岡市	蒲原町	由比町	
賦課年月日	平成 16 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日	
賦課方法	保険料	保険税	保険税	
算定方式	旧ただし書方式	旧ただし書方式	旧ただし書方式	
仮算定	無	有	有	
納期	6 月末～3 月末までの毎月末 10 回	4 月末 6 月末(仮算定) 8 月～2 月末の偶数月末	4 月末 6 月末(仮算定) 8 月～2 月末の偶数月末	
本算定	-	8 月初～中旬に送付	8 月初～中旬に送付	
保険料（税）率				
医 療 分	所得割額	基礎控除後所得の 6.1%	基礎控除後所得の 5.52%	基礎控除後所得の 5.85%
	資産割額	25%	40.00%	30.00%
	均等割額	28,800 円	21,000 円	24,500 円
	平等割額	24,600 円	23,000 円	28,700 円
	賦課限度額	530,000 円	530,000 円	530,000 円
	1 人当たり保険料(税)	79,311 円	77,971 円	81,668 円
介 護 分	所得割額	基礎控除後所得の 1.2%	基礎控除後所得の 1.38%	基礎控除後所得の 0.91%
	資産割額	-	10.36%	6.60%
	均等割額	9,900 円	7,000 円	6,200 円
	平等割額	-	5,700 円	3,800 円
	賦課限度額	80,000 円	80,000 円	80,000 円
	1 人当たり保険料(税)	18,680 円	25,690 円	22,165 円

3 被保険者数等

区 分	静岡市	蒲原町	由比町
被保険者数(平成 16 年 3 月末)	262,439 人	5,219 人	4,077 人
財政援助的な一般会計繰入金(H14 決算)	376,679 千円	20,557 千円	30,000 千円
平成 16 年度国民健康保険特別会計現計予算額（7 月末）	55,776,000 千円	1,084,980 千円	840,187 千円



## 1 5 組織及び機構

すり合わせ方針（案）

政令指定都市については、組織上の特例として、地方自治法第252条の20第1項で区及び区の出張所の設置について次のように規定されている

「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。」

### 静岡市における区役所の業務（予定）

#### 1 本庁と区役所の役割

- ・ 本庁は、全市に関係する基本的な方針や政策的な意思を決定し、区役所はその方針に基づき事務事業を実施
- ・ 区役所は市民生活にかかわりの深いサービスの提供を行なうとともに、市民に最も身近な行政機関として、地域の振興に関する総合窓口となり、コミュニティづくりや自治振興の業務を行なう。

#### 2 区役所の主な仕事

課 名	主 な 業 務
地域総務課	区役所のとりまとめ業務、選挙業務、文書業務、職員厚生業務
まちづくり推進課	地域振興業務、町内会・自治会との連絡調整業務、区民からの相談業務
戸籍住民課	各種証明書の交付業務、戸籍・住民基本台帳業務
国保年金課	国民健康保険業務、国民年金業務
納税課	市税の徴収業務
市民税課	個人市民税（普通徴収分）・軽自動車税の賦課業務
資産税課	固定資産税（土地・家屋）・都市計画税の賦課業務、市税証明業務
社会福祉課	生活困窮者の支援・保護及び地域福祉業務
保育児童課	児童手当業務、母子家庭等支援業務、家庭児童相談業務、保育園入所業務
障害者支援課	障害者支援サービス業務
高齢介護課	高齢者支援サービス業務、介護保険業務
会計課	会計審査業務

## 16 特別職の職員の身分

### すり合わせ方針（案）

蒲原町及び由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。

編入される市町村の特別職の職員は全員失職することになるが、議会の議員及び農業委員会の選挙による委員については、特例措置が定められているので、その取扱いについては、別途協議する。

### 特別職の職員の身分の取扱いについての新設合併と編入合併の比較

	新 設 合 併	編 入 合 併
特別職の職員	合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。

## 17 条例・規則の取扱い

### すり合わせ方針（案）

静岡市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

### 条例・規則の取扱いについての新設合併と編入合併の比較

	新 設 合 併	編 入 合 併
条例・規則	合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）

## 1 8 公共的団体等の取扱い

### すり合わせ方針（案）

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

### 参考

市町村の合併の特例に関する法律第16条第8項の規定では、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」こととされている。

### 蒲原町及び由比町の公共的団体の主なもの

（平成16年4月1日現在）

区 分	蒲 原 町	由 比 町
住民生活関係団体	蒲原町区長会	由比町区長会
	蒲原町交通指導委員会	由比町交通指導委員会
	静岡県交通安全協会蒲原地区支部蒲原分会	静岡県交通安全協会蒲原地区支部由比分会
	蒲原地区安全運転管理協会	蒲原地区安全運転管理協会
	蒲原警察署管内職場防犯管理協会	蒲原警察署館内職場防犯管理協会
	庵原地区防犯協会	庵原地区防犯協会
	蒲原町遺族会	由比町遺族会
	蒲原町自衛隊協力会	自衛隊由比町協力会
		由比町コミュニティづくり連絡協議会
	蒲原町消費者グループ	
環境保全関係団体	蒲原町ごみ減量対策委員会	由比町ごみ減量対策委員会
		由比町公害対策会議
	富士川右岸地下水監視委員会	
	富士川右岸地域地下水利用対策協議会	
消防防災関係団体	蒲原町消防団	由比町消防団
	庵原地区危険物安全協会	庵原地区危険物安全協会
福祉関係団体	蒲原町社会福祉協議会	由比町社会福祉協議会
	蒲原町民生委員・児童委員協議会	由比町民生委員・児童委員協議会

一般項目関連資料

	蒲原町在宅介護支援センター運営協議会	
	蒲原町老人クラブ連合会	由比町老人クラブ連合会
	蒲原町身体障害者福社会	由比町身体障害者福社会
	蒲原町赤十字奉仕団	由比町赤十字奉仕団
	蒲原町シルバー人材センター	由比町シルバー人材センター
	庵原地区保護司会	庵原地区保護司会
		由比町明るい町づくり婦人の会
	蒲原町ボランティア連絡会	由比町ボランティア連絡会
	蒲原町母親クラブ	由比町児童館母親クラブ
	蒲原町手をつなぐ育成会	由比町手をつなぐ育成会
	蒲原町更生保護女性会	由比町更生保護女性会
	蒲原町母子寡婦福社会	
	庵原保育士会	庵原保育士会
保健関係団体	庵原郡医師会	庵原郡医師会
		由比町組合営水道連合会
	蒲原町保健対策推進協議会	由比町地域保健福祉推進委員会
	蒲原町健康づくり食生活推進協議会(ななくさ会)	由比町健康づくり食生活推進協議会(うぐいす会)
	蒲原町保健委員会	由比町保健委員会
		重度心身障害(児童)者を守る会
	庵原郡断酒会	庵原郡断酒会
教育関係団体	蒲原町国際交流協会	
	蒲原町青少年育成会	
	蒲原町PTA連絡協議会	由比町保護者会・PTA連絡協議会
	蒲原町子ども会世話人連合会	由比町子供会育成連合会
	庵原郡学校保健会	庵原郡学校保健会
		由比町生涯学習推進委員会
	蒲原町青少年問題協議会	由比町青少年問題協議会
	庵原郡教育研究会	庵原郡教育研究会
	庵原郡子ども会育成者連合会	庵原郡子ども会育成者連合会
スポーツ関係団体	蒲原町体育協会	由比町体育協会
	蒲原町体育指導委員会	由比町体育指導委員会

一般項目関連資料

文化関係団体	蒲原町文化協会	由比町文化協会
	蒲原町文化財保護審議会	由比町文化財保護審議会
都市整備関係団体		
都市緑化関係団体	蒲原町花と緑の会	
農林水産関係団体	するが路農業協同組合	するが路農業協同組合
	庵原地区農業委員会協議会	庵原地区農業委員会協議会
		由比町農業経営振興会
	由比港漁業協同組合	由比港漁業協同組合
	蒲原町桜えび船主会	由比町桜えび網組合
		由比港しらす船曳網組合
		由比港刺網組合
		由比港貝漁組合
商工業関係団体	蒲原町商工会	由比町商工会
	庵原地区食品衛生検査協会	庵原地区食品衛生検査協会
	庵原地区労働者福祉協議会	
	蒲原町桜海老商業協同組合	由比町桜海老商工業協同組合
		由比しらす加工組合
	蒲原町削節商工業協同組合	由比町削節商工業協同組合
納税関係団体	清庵納税貯蓄組合連合会	清庵納税貯蓄組合連合会
	蒲原町納税貯蓄組合連合会	由比町納税貯蓄組合連合会
	蒲原町青色の町推進協議会	由比町青色の町推進協議会
	(社)清水法人会蒲原支部	(社)清水法人会由比支部
選挙関係団体	蒲原町明るい選挙推進協議会	由比町明るい選挙推進協議会
女性関係団体	蒲原町女性グループ連絡会	由比町女性団体連絡会
	蒲原町女性の会	由比町婦人会
職員関係団体	蒲原町職員互助組合	由比町職員互助会

## 19 補助金・交付金等の取扱い

### すり合わせ方針（案）

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町及び由比町独自の補助金、交付金等については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

### 1 補助金・交付金

#### (1) 補助金

自治体が、団体等の行う事業や事務に対しての助成、奨励のため、公益上の必要があると認めた場合に対価なく支出するもの

#### (2) 交付金

法令又は条例・規則等により、団体等に対して自治体の事務を委託している場合に、当該事務処理の報償として支出するもの

### 2 主な補助金

静岡市	蒲原町	由比町
市婦人団体連絡会運営費補助金	蒲原町女性グループ連絡協議会補助金	町女性団体連絡会補助金
文化団体運営費補助金	蒲原町文化協会補助金	町文化協会補助金
市文化振興財団補助金		
芸術文化活動発表会等参加補助金		
文化振興事業補助金	蒲原町文化活動等事業補助金	
ふれあい音楽運営委員会補助金		
羽衣まつり運営委員会補助金		
国内都市友好委員会補助金		
生涯学習モデル地域事業費補助金		
市民教養大学補助金		
しみず女性の会運営費補助金	蒲原町女性の会補助金	町婦人会補助金
清水花の会運営費補助金	蒲原町花と緑の会補助金	
清水寿大学補助金		
しみずかがやき塾運営委員会補助金		
静岡市国際交流協会補助金	蒲原町国際交流協会補助金	
学校施設利用運営協議会運営費補助金		
市体育協会補助金	蒲原町体育協会補助金	町体育協会補助金

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
市体育指導委員連絡協議会補助金		
各種目別大会開催補助金		
各種目別全国大会出場選手補助金		
小学校区体育大会等開催補助金		
静岡市高等学校野球大会補助金		
静岡県市町村対抗駅伝競走大会選手強化事業補助金		
少年野球教室実行委員会補助金		
清水マリンフェスティバル実行委員会補助金		
草サッカー大会実行委員会補助金		
清水体育大会運営費補助金		
高校サッカー大会運営費補助金		
高校バレー大会運営費補助金		
小学校対抗サッカー大会運営費補助金		
少年少女サッカー大会運営費補助金		
スポーツ少年団大会運営費補助金	蒲原町スポーツ少年団等補助金	
清水駅伝大会運営費補助金		
クロスカントリー大会運営費補助金		
総合型地域スポーツクラブ活動補助金		
スポーツフェスティバル in 草薙開催補助金		
競技スポーツナイタースクール補助金		
フォッサ・サッカーのまち市民協議会補助金		
清水エスパルス支援金		



一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
静岡まつり開催補助金	かんばらまつり実行委員会補助金	由比宿まつり補助金
お練り保存事業補助金		
安倍川花火大会開催補助金		
みなと祭り補助金		
大道芸ワールドカップ開催補助金		
静岡サイクルジャム開催補助金		
ハーバードリーム開催補助金		
連合自治組織運営費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒲原町区長会補助金</li> <li>・ 区長事務取扱助成金</li> <li>・ 区民活動傷害保険助成金</li> <li>・ 各区文書配布取扱助成金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区事務費補助金</li> <li>・ 区長会研修補助金</li> <li>・ 自治行政視察費補助金</li> </ul>
集会所建設費補助金	コミュニティ施設整備事業補助金	コミュニティ施設整備事業補助金
防犯灯設置費補助金		各区防犯灯設置及び電気料助成金
防犯灯維持費補助金	各区防犯街灯電気料助成金	各区防犯灯設置及び電気料助成金
掲示板設置費補助金		コミュニティ施設整備事業補助金
コミュニティ事業補助金		
遺族会補助金		
戦災遺族会補助金		
原水爆被害者の会支部補助金		
防犯協会補助金		防犯協会助成金
暴力追放推進協議会補助金		
消費者団体補助金	蒲原町消費者グループ補助金	
静庵地区行政相談委員協議会補助金	静庵地区行政相談委員協議会補助金	
交通安全都市推進協議会補助金		
民間交通指導員会補助金		
交通安全母の会補助金		
飲酒運転追放協議会補助金		
学区交通安全会補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
連合交通安全推進本部長会補助金		
計量思想普及宣伝事業補助金		
市食品国民健康保険組合補助金		
地域地球温暖化対策奨励補助金		
日本野鳥の会補助金		
環境保全資金融資利子補助金		
生ごみ処理機器購入費補助金	ごみ減量化推進事業費補助金	ごみ減量化推進事業費補助金
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金
市民生委員・児童委員協議会補助金		
ボランティア団体連絡協議会補助金		
社会福祉振興事業費補助金		
住民参加まちづくり事業費補助金		
人権擁護委員会補助金		
検察審査協会補助金		
保護司会補助金		
更正保護婦人会補助金		
福祉援護事業費補助金		
休日・夜間ボランティアセンター運営費補助金		
救護施設建設費補助金	救護施設「葵寮」改築費補助金	救護施設葵寮改築補助金
児童遊び場設置費補助金		
簡易児童館運営費補助金		
母親クラブ設置・育成事業補助金	母親クラブ活動事業費補助金	母親クラブ運営費補助金
父子家庭等福祉対策促進補助金		
児童福祉援護団体等運営費補助金		
振興補助金(私立保育所)		
簡易保育事業運営費補助金		
認可外保育所運営費補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
いきいき子育てサポート事業補助金		
私立認可保育所運営費補助金	社会福祉法人「梅花会」梅花保育園補助金	
保育対策強化事業費補助金		
特別保育事業費補助金	特別保育事業費補助金	
延長保育事業費補助金	延長保育事業費補助金	
私立保育所一時保育事業費補助金		
産休等代替職員雇用費補助金		
私立保育所職員業務災害共済事業補助金		
市身体障害者団体連合会補助金		
身体障害者福祉協会補助金		
市手をつなぐ育成会補助金		
市肢体不自由児(者)父母の会補助金		
市言語障害児をもつ親の会補助金		
市ダウン症児等発達障害児親の会補助金		
重症心身障害児(者)を守る会補助金		
車いす友の会補助金		
しずおか演劇祭補助金		
障害者団体等大会開催補助金		
障害者スポーツフェスティバル補助金		
小規模授産施設運営費補助金		
福祉ショップ運営事業費補助金		
小規模授産施設整備費補助金		
小規模授産施設機能強化推進費補助金		
授産振興設備整備事業補助金		
生活訓練ホーム運営費補助金		
盲人ホーム等事務費補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
障害者交易活動支援事業補助金		
レスパイト事業補助金		
重度身体障害者住宅改造費補助金		重度身体障害児者住宅改造費助成事業補助金
身体障害者移動支援助成事業		
知的障害者援護施設建設費補助金	天竜厚生会の赤石寮建築費補助金	
重症心身障害児施設建設費補助金		
重症心身障害児(者)通園事業施設建設費補助金		
民間障害者施設建設費補助金		
身体障害者施設整備事業費補助金		
知的障害者施設整備事業費補助金		
民間障害者施設設備整備費補助金		
単位老人クラブ補助金	老人クラブ補助金	由比町老人クラブ活動費補助金 老人クラブ活性化事業費補助金
老人クラブ連合会補助金	庵原郡老人クラブ補助金	
老人つどいの家設置・運営費補助金		
高齢者生きがいセンター設置費補助金		
浄見荘運営管理費補助金		
高齢者社会参加促進事業補助金		
ふるばた会議補助金		
ふれあい事業費補助金		
介護支援者育成事業費補助金		
高齢者等住宅改造費補助金		
民間特別養護老人ホーム等建設費補助金	民間特別養護老人ホーム等建設費補助金	富士川町特別養護老人ホーム建設補助金
民間特別養護老人ホーム等運営費補助金		
経費老人ホーム事務費補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター育成事業補助金	
介護サービス利用促進事業費補助金		
山間地介護報酬加算補助金		
利用者負担軽減対策事業費補助金		介護保険利用者負担額軽減措置事業補助金
介護予防・生活支援事業費補助金		介護予防・生活支援事業補助金
市医師会運営費補助金		
市歯科医師会運営費補助金		
市薬剤師会運営費補助金		
市助産師会運営費補助金		
県アイバンク運営費補助金		
県看護協会中部支部運営費補助金		
山間地域診療所運営費補助金		
病院群輪番制運営費補助金		
救急歯科センター運営費補助金		
保健センター・保健会館管理運営協議会補助金		
保健委員活動費補助金		
虫歯予防事業補助金		
寝たきり者訪問歯科診療事業補助金		
食生活改善推進員協議会補助金		
市獣医師会補助金		
難病患者介護家族リフレッシュ事業費補助金		
精神障害者共同住宅運営費補助金		精神障害者在宅福祉費補助金
精神障害者生活支援センター事業費補助金		
市断酒会補助金		
結核予防婦人会静岡市支部補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
結核健康診断予防接種費補助金		
介護老人保健施設整備費補助金		
公衆浴場設備改善費補助金		
結核健康診断予防接種費補助金		
飲料水供給施設等整備事業補助金		組合営水道施設工事費補助金
中小企業組織化支援事業補助金		
花き市場文化教育事業費補助金		
清水工業団地(穴原)造成事業補助金		
工場設置奨励補助金		
産業支援サイト運営補助金		
SOHO しずおか運営費補助金		
しみず新産業開発振興機構補助金		
都市エリア産官学連携促進事業補助金		
中小企業融資信用保証料補給金	・小口資金利子補給金 ・短期経営改善資金利子補給金	・小口資金利子補給金 ・短期経営改善資金利子補給金
地方卸売市場近代化資金利子補給金		
連鎖倒産防止資金利子補給金		
勤労者福祉サービスセンター補助金		
雇用対策協議会補助金		
勤労者協議会連合会補助金		
労働者福祉協議会補助金	庵原地区労働者福祉協議会事務費助成金	
内職あっ旋事業補助金		
勤労者教育資金利子補給金		
勤労者住宅建築資金利子補給事業	勤労者住宅建築資金利子補給金	
高年齢者、障害者等雇用奨励事業		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
商工会議所一般会計運営補助金		
商工会議所小規模事業指導補助金		
商工会議所国際経済振興事業補助金		
商工会議所青年部事業補助金		
人材能力開発事業補助金		
商工会補助金	商工業振興事業補助金	商工会経常費補助金
清水青年中央会補助金		
清水商工会議所会館建設費補助金		
商店街振興事業補助金	大型店対策中小商店支援事業補助金	
駿府秋のわくわく祭補助金		
中心市街地活性化研究会補助金		
清水七夕まつり補助金		
清水巴川灯ろうまつり補助金		
商店街まちづくりプラン推進事業補助金		
商店街イベント振興事業補助金		
中心市街地にぎわい創出事業補助金		
ショップモビリティ推進事業補助金		
職業訓練法人運営費補助金		
特産工業協会補助金		
履物宣伝事業補助金		
サンダル大阪見本市開催補助金		
履物振興事業補助金		
鏡台家具宣伝事業補助金		
ホビーショー開催補助金		
清水鉄鋼機械工業協同組合補助金		
静岡みこし祭り開催補助金		
静岡大工祭り開催補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
ビジネスフェア開催補助金	産業フェア補助金	
静岡木工機械展開催補助金		
静岡優良ツキ板展示大会開催補助金		
静岡伝統産業工芸展開催補助金		
仏壇展示会開催補助金		
駿河家具展示会開催補助金		
職人まつり開催補助金		
雑貨振興事業補助金		
新規流通開拓推進事業補助金		
地場産業振興支援事業補助金		
中小企業技術力向上研究開発事業補助金		
伝統産業界後継者グループ支援事業補助金		
中小企業販路拡張出店事業補助金		
登呂まつり補助金		
静岡菊花大会補助金		
静岡おだっくい祭り補助金		
日本平まつり補助金		
静岡市観光協会運営補助金		
観光案内所運営補助金		
井川もみじマラソン事業補助金		
地球元気村補助金		
地域イベント開催補助金		
全国大会開催補助金		
滞在型観光推進事業補助金		
観光宣伝事業補助金		
観光と物産展開催補助金		
地域観光施設整備事業補助金		
港湾博物館運営費補助金		
清水港振興会補助金		
清港会運営費補助金		
中卸業者融資制度事業補助金		
農業協同組合補助金		
農業共済事業補助金	静岡県中部農業共済補助金	静岡中部農業共済組合補助金



一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
潮害防備保安林整備事業補助金		
野猿被害対策事業費補助金	有害鳥獣用電気柵購入事業補助金	有害鳥獣駆除補助金
森林組合補助金		
椎茸生産者組合補助金		
林業研究団体補助金		
静岡市林業振興協議会補助金		
清水国産材加工事業協同組合補助金		
民有林造成事業補助金		林業事業（間伐・造成）補助金
林業近代化資金融資利子補助金		
中山間地域農林業整備事業費補助金		
地域ソフト計画研究会補助金		
静岡地域材活用促進事業補助金		
認定農業者協会補助金	蒲原町農業経営振興会補助金	農業経営振興会補助金
農用地等利用権設定促進事業補助金		
産地システム化推進対策事業補助金		
かんきつ新品種産地化推進事業補助金		
農業近代化資金利子補助金		農業近代化資金利子補助金
農業経営基盤強化資金利子補助金		農業経営基盤強化資金利子助成金
ふるさと活性化事業補助金		
点滴灌漑システム推進事業補助金		
茶園若返推進事業補助金		
茶手揉保存事業補助金		
安倍わさび組合補助金		
静岡市コミュニティ農園整備事業補助金		
イエバエ対策肥料推進事業補助金		
苺高設栽培普及事業補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
産地強化推進事業補助金		
農業祭開催補助金		
静岡フラワーフェスティバル 開催事業補助金		
認定農業者支援事業補助金		
清水農業まつり実行委員会補 助金		
家畜伝染病予防対策補助金		
死亡獣畜対策事業補助金		
畜産まつり開催事業補助金		
茶販路拡張宣伝事業補助金		
農業水利費補助金		
団体営土地改良事業補助金		
林道開設助成費		林道開設推進助成金
水産業共同施設整備事業補助 金		水産共同施設整備事業費補助金
種苗放流事業費補助金	栽培漁業マダイ放流事業補助金	マダイ放流事業補助金
河川放流費補助金		
漁業近代化資金融資利子補助 金		漁業近代化資金融資利子補助金
用宗漁港しらす祭補助金		
漁業協同組合補助金		
清水お魚ふれあい祭り実行委 員会補助金		
山間地バス路線維持費補助金	地域バス対策補助金	
都市景観形成行為助成金	まちなみデザイン推進事業補助 金	
既存建築物耐震性向上事業費 補助金		
ブロック塀等耐震改修事業費 補助金		ブロック塀等耐震改修促進事業 費補助金
木造住宅耐震補強工事業費 補助金		木造住宅耐震補強助成事業補助 金
土地区画整理組合連合会補助 金		
土地区画整理事業補助金		
市街地再開発事業補助金		
耐震型優良建築物等整備事業 費補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
北街道バイパス促進期成同盟会補助金		
公園愛護会連絡協議会補助金		
生垣設置奨励補助金	家庭緑化生垣づくり補助金	
花の会補助金		
主要地方道梅ヶ島温泉昭和線整備促進期成同盟会補助金		
主要地方道清水富士宮線整備促進期成同盟会補助金		
高瀬福士線整備促進期成協力会補助金		
静岡市北部環状線道路建設整備促進期成同盟会補助金		
静岡地区国道 150 号整備促進期成同盟会補助金		
清水地区国道 150 号(海岸幹線)整備促進期成同盟会補助金		
安倍川改修促進期成同盟会補助金		
庵原川水系改修促進期成同盟会補助金		
静岡海岸高潮対策促進期成同盟会補助金		
清水海岸侵食災害防止対策促進期成同盟会補助金		
巴川改修促進期成同盟会補助金		
国道 52 号整備促進期成同盟会補助金		
国道 1 号バイパス整備促進委員会補助金		
河川愛護事業補助金		河川愛護事業実施団体助成金
巴川総合治水対策促進期成同盟会補助金		
長尾川流域治水対策協議会補助金		
雨水貯留浸透施設整備事業補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
自主防災組織訓練事務費補助金	自主防災組織育成事業補助金	自主防災組織育成補助金
防災倉庫等設置費補助金		
消防団分団施設整備費補助金		
消防団福祉共済制度加入補助金		
防火協会補助金		
静岡市幼少年女性防火委員会補助金		
静岡県教職員福利厚生事業補助金		
小・中学校校長会等補助金		
私立幼稚園 PTA 連合会補助金	私立幼稚園 PTA 運営費補助金	
豊かな体験活動推進事業費補助金		
国際交流事業費補助金		国際交流中学生海外研修事業補助金
教員海外研修補助金		
市 PTA 連絡協議会補助金		
市特別支援教育進路指導協議会補助金		
遠隔地校校外教育活動補助金		
生徒指導対策事業補助金		中学校校外指導対策費補助金
市中学校体育連盟補助金		
中学校部活動振興事業補助金		
市学校保健会補助金		
私学振興補助金	私立幼稚園運営費補助金	
静岡朝鮮初中級学校教材等整備事業補助金		
定時制通信制教育振興会補助金		
私立高等学校国際親善派遣事業補助金		
私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金	
遠距離通学費補助金		
養護教育就学奨励費補助金		
ユネスコ協会運営費補助金		
平和資料センター運営費補助金		

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
文化財保護管理事業補助金		
三保松原環境整備実行委員会補助金		
文化財保存団体運営費補助金		
青少年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年育成会補助金	
中学校区健全育成事業費補助金		
地区青少年育成推進事業費補助金		
市青年団協議会事業補助金		
子ども会運営費補助金	庵原郡子ども会育成者連合会補助金	町子ども会育成連合会補助金
ボーイスカウト運営費補助金		
ガールスカウト運営費補助金	蒲原町スポーツ少年団等補助金	ガールスカウト県 108 団補助金
青年の社会参加活動推進委員会補助金		
校庭開放事業運営費補助金		
少年教室運営委員会補助金		
青年の船補助金		
ジュニア・アウトドア・ジャンボリー事業補助金		
	静岡県交通安全指導員設置事業補助金	
		交通安全協会蒲原地区支部由比分会補助金
		自衛隊由比町協力会補助金
	消防団各分団助成金	消防団運営費補助金
		私設消防隊補助金
		消防水利施設強化促進助成金
		小学校ふるさと交流推進事業補助金
		小・中学校地域ボランティア活用推進事業補助金
		小・中学校宿泊訓練補助金
		小・中学校修学旅行補助金
		中学校進路指導対策費補助金

一般項目関連資料

静岡市	蒲原町	由比町
		コミュニティづくり連絡協議会補助金
	郡陸上競技協会補助金	郡陸上競技協会補助金
	町父親ソフトボール大会補助金	町父親ソフトボール大会補助金
	県民スポーツ祭参加補助金	県民スポーツ祭参加補助金
		由比町組合営水道連合会運営費補助金
	蒲原町納税貯蓄組合補助金	由比町納税貯蓄組合補助金
	蒲原町青色の町推進協議会補助金	由比町青色の町推進協議会補助金
		清水法人会由比支部補助金
		町社会福祉協議会補助金
		ごみ集積所施設設置補助金
		各区環境衛生事業費補助金
		環境美化推進団体助成金
		小・中学校体育振興費補助金
	精神障害者居宅介護等事業費補助金	
	心明会（精神病患者家族会）補助金	
	各区環境整備助成金	
	資源ごみリサイクル活動奨励金	
	多様な保育推進事業補助金	
	蒲原畑総土地改良区補助金	
	担い手畑層償還助成金	
	猪用檻購入費補助金	
	総合的園地再編整備事業補助金	
	庵原地区食品衛生検査協会補助金	

## 20 行政連絡機構の取扱い

### すり合わせ方針（案）

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

なお、広報紙の配布等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一するものとする。

### 各自治体の町内会・自治会・区長会の概要(平成16年4月1日現在)

区分	静岡市		蒲原町	由比町
連合組織	静岡地域連合町内会	清水地域自治会連合会	蒲原町区長会	由比町区長会
組織	669 町内会・自治会 58 地区連合町内会	262 自治会 19 地区連合自治会	30 区 19 自治会	11 区
加入世帯 (加入率)	170,010 世帯 (91.6%)	72,880 世帯 (83.7%)	4,015 世帯 (94.3%)	2,842 世帯 (96.3%)
行政連絡 事務	広報・行政文書の配布をはじめとする市と住民との連絡に関する事務を、町等の推薦を受けた者に囑託している。		広報・行政文書の配布をはじめとする町と住民との連絡に関する事務を区長に委嘱している。	広報・行政文書の配布をはじめとする町と住民との連絡に関する事務を区長に委嘱している。

## 2 1 町・字名の取扱い

### すり合わせ方針（案）

蒲原町及び由比町の字名は、原則として現行のとおりとする。

ただし、合併に際し、蒲原町及び由比町の字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする

### 1 静岡市仮称C区(仮称清水区)、蒲原町及び由比町の町・字名の総数

区 分	静岡市仮称C区(仮称清水区)	蒲原町	由比町
総 数	269	13	11

### 2 静岡市仮称C区(仮称清水区)、蒲原町及び由比町で同一、類似の町・字名

該当なし



## 2 2 各種福祉制度の取扱い

### すり合わせ方針（案）

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

### 主な福祉制度

#### 児童福祉

		静岡市	蒲原町	由比町	
公立保育園	施設数	44 箇所	2 箇所	2 箇所	
	定員	5,370 人	180 人	195 人	
	3歳未満児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
		住民税非課税世帯	2,000 円	3,500 円	4,500 円
		住民税課税世帯	6,500 ~ 8,500 円	12,000 円	14,000 円
		所得税課税世帯	13,300 ~ 51,200 円	22,500 ~ 40,000 円	23,000 ~ 45,000 円
	3歳児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
		住民税非課税世帯	1,500 円	2,500 円	3,500 円
		住民税課税世帯	4,000 ~ 7,000 円	9,500 円	11,000 円
		所得税課税世帯	12,000 ~ 31,000 円	20,000 ~ 26,200 円	20,000 ~ 28,000 円
	4歳以上児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0 円	0 円	0
		住民税非課税世帯	1,500 円	2,500 円	3,500
		住民税課税世帯	4,000 ~ 7,000 円	9,500 円	11,000
所得税課税世帯		12,000 ~ 25,200 円	19,000 ~ 23,900 円	19,000 ~ 25,000 円	
延長保育実施施設数		13 箇所	-	1 箇所	
障害児保育実施施設数		重度 10 箇所 軽度 18 箇所	-	1 箇所	
緊急・一時保育実施施設数		10 箇所	-	1 箇所	
私立保育園	施設数	53 箇所	1 箇所	-	
	定員	5,125 人	45 人	-	
放課後児童クラブ	設置	公立 民営	公立 公営 公立 民営	公立 公営	
	施設数	56 箇所	2 箇所	1 箇所	
	定員	静岡地域 1,065 人 清水地域 定員なし	公営 45 人 民営定員なし	20 人	
保育料		5,000 ~ 9,500 円	5,000 ~ 7,000 円	3,000 円	

一般項目関連資料

		静岡市	蒲原町	由比町
相談事業	家庭児童・母子相談室	子育ての悩み、子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員と児童福祉担当の社会福祉主事が身近な相談機関として相談を実施 児童福祉施設・ショートステイなどへの入所の相談や必要に応じて家庭訪問も実施	子育ての悩み、子どもの発達上の問題、児童福祉施設及びショートステイなどへの入所の相談等については、民生委員・児童委員及び保健センターと連携を取りながら対応をしている。不登校や非行については、生涯学習課が随時相談を受け付ける。	子育て支援を一貫したシステムで実施するため連絡会を設置 子育て、健康、虐待DV、障害を包括した中で、各担当が相談を受け付ける。 担当は、情報部会で情報の共有化を図る内容により、ケース検討を実施

高齢者福祉

		静岡市		蒲原町	由比町
		静岡地域	清水地域		
敬老祝金	内容	75～79歳 3,000円 80歳～ 5,000円	77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳 30,000円	-	73歳以上 1,000円（商工会商品券） 88歳 5,000円＋座布団（5,000円程度） 100歳 100,000円又は記念品（100,000円相当）から選択 男女最高齢者・101歳以上 30,000円
給食（配食）サービス	対象	食生活に不安のある65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯		食生活に不安のある、おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯又はこれに準じる世帯	
	内容	週4食以内		回数の制限なし（1日1食）	一人暮らし、高齢者世帯：週7日、その他：週5日（1日1食）
	料金	1食250円		1日1食350円補助	
介護手当	対象	-		要介護度4・5で、かつ月の半数以上を在宅で介護している方（ねたきり老人等介護手当）	要介護度4・5で、かつ月の半数以上を在宅介護している方
	助成額	-		月額5,000円	

一般項目関連資料

		静岡市		蒲原町	由比町
		静岡地域	清水地域		
家族介護慰労金支給	対象	次のすべての要件を満たしている人を介護している人に対して支給 ・介護保険で要介護4または5と認定され、その状態が継続している65歳以上の人を在宅介護している家族の方 ・介護保険サービスを1年以上利用しなかった人(年間1週間程度の短期入所生活介護、若しくは短期入所療養介護、又は居宅療養管理指導の利用は除く) ・市民税非課税世帯 ・本市に住民登録され、及び居住もしていること		同左	要介護4又は5に相当する住民税非課税世帯で過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を介護している家族
	内容	在宅において、寝たきり等の高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減し、当該高齢者の在宅生活の維持、向上を図るため年間10万円を支給		同左	経済的負担を軽減し在宅生活の維持向上を図るため年間10万円を支給
乗車券配布事業	対象	70歳以上の方		-	-
	内容	3,000円分の電車・バス乗車券(パスカード)を配布		-	-
はり・きゅう、マッサージ費用助成	対象	75歳以上の方		71歳以上又は老人保健に加入している方 (今後4年間で4歳引き上げる。1年ずつ1歳引き上げ)	-
	内容	1回につき、自己負担1,000円で利用できる券を6回分交付		1,000円分の助成券を年15枚交付 (内800円を町負担。200円を治療院が負担。)	-
理容・美容サービス事業	対象	65歳以上で、要介護度3以上の認定を受けた方		-	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯又はこれに準じる世帯の高齢者と心身障害者
	内容	1回につき、自己負担500円で利用できる券を2回分交付		-	散髪代は自己負担とし、出張料金を町が補助 (1回1,000円)
生活支援型家事援助サービス	対象	65歳以上で要介護認定結果で非該当と判定された人		65歳以上で介護認定で「自立」と認定されたものの、何らかの援助を要する方(軽度生活援助事業)	65歳以上の単身世帯、又は高齢者のみの世帯
	内容	在宅で快適に生活できるよう、自立した生活を確保するために支援を行う。		同左	自立した生活を確保するための支援

一般項目関連資料

		静岡市		蒲原町	由比町
		静岡地域	清水地域		
生きがい活動支援通所事業	対象	65歳以上で要介護認定結果で非該当と判定された人	-	65歳以上で介護認定で「自立」と認定されたものの、何らかの援助を要する方	おおむね60歳以上の一人暮らし高齢者等
	内容	要介護状態に陥ること予防するために、デイサービスに通う機会を提供 生活指導、日常生活訓練、健康状態の確認、送迎（希望）、入浴サービス、給食サービス	-	1日につき830円以下 左に同じ	高齢者がいきがいをもった生活を送る機会を提供する。教育講座、スポーツ活動、陶芸等の創作活動、趣味活動等
紙おむつ支給事業	対象	介護保険で要支援、要介護1～5の認定を受けた65歳以上の在宅の人で紙おむつが必要な人で生活保護世帯又は市県民税所得割非課税世帯		介護保険で要介護4・5の認定を受けた65歳以上の在宅の人で、民生委員が調査し、紙おむつが必要な人	要介護4、5の住民税非課税世帯
	内容	一人当たり、要支援～要介護2 月額2,500円分、要介護3以上 月額5,500円分の紙おむつ券を支給し、利用者はこの購入券で紙おむつと引き替えのできる薬局等（県医薬品組合加盟店）で本人にあった紙おむつと引き替えをする。		紙おむつ2箱（1箱72枚入）、パット2箱（1箱30枚入8袋）、紙パンツ1箱（20枚入）のいずれかを支給	年額75,000円限度 社協へ委託 対象用品 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋
ひとり暮らし老人緊急通報システム事業	対象	65歳以上一人暮らしで、市県民税非課税者 （高齢者の二人暮らしで一人が寝たきりの状態の時等は対象となる）		65歳以上の一人暮らし世帯	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯又はこれに準じる世帯
	内容	緊急時にペンダントを押すことでシステムが作動し、通報受信後利用者宅へ電話確認し、電話に出ない等異常がある場合、関係機関へ通報、同時に警備員が出動する。通報内容は緊急通報、火災通報、ガス漏れ通報 無料（電話の通話料は本人負担）		非課税世帯 400円 課税世帯 900円 以下 左に同じ	緊急時に対応すべくシステムの導入を図り日常生活を保障 緊急時にペンダントを押すことで作動
高齢者住宅改造費助成事業	対象	65歳以上で、日常生活に支障のある方が、お住まいになっている家庭で、改造等によって安心して生活ができる場合		-	-
	内容	補助対象限度額 100万円		-	-
	所得制限	世帯全員（改造後同居予定の者も含む）及び対象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者の前年の所得税額の合計が、397,000円以下の家庭		-	-

一般項目関連資料

		静岡市		蒲原町	由比町
		静岡地域	清水地域		
高齢者住宅貸付制度	対象	申請者、高齢者が居住する住宅に高齢者の専用の居室の増改築や風呂、便所等の住宅全般を高齢者が住みやすいように改造しようとする工事		-	対象、内容とも静岡市と同じ 県事業で実施
	内容	高齢者の専用の居室等の増改築又は改造するために必要な貸付を行うことにより、高齢者と同居する家族間との好ましい家族関係の維持に寄与する。 貸付額 420万円以内 貸付利率 固定金利 年3%以内(貸付の時期により利率の変更あり) 返済期間 10年以内(半年据え置き)		-	"
外国人高齢者福祉手当支給制度	対象	日本国籍を有しない方で、昭和7年(1932年)4月1日以前に生まれ、次の要件のすべてに該当する方 ・外国人登録法による市長の登録を6ヶ月以上受けていること ・出入国管理及び難民認定法による法務大臣の永住許可を受けていること ・厚生年金その他の公的年金を受給していないこと ・他に所得制限有り		-	-
	内容	外国人高齢者福祉手当を支給することにより、外国人高齢者の福祉の増進を図る。 支給額 月額1万1千円		-	-

介護保険(平成16年4月1日現在)

		静岡市	蒲原町	由比町
介護保険料(年額)	第1段階	17,400円	17,400円	17,400円
	第2段階	26,100円	26,100円	26,100円
	第3段階	34,800円	34,800円	34,800円
	第4段階	43,500円	43,500円	43,500円
	第5段階	52,200円	52,200円	52,200円

障害者福祉

		静岡市	蒲原町	由比町
身体障害者訪問入浴サービス	対象	肢体不自由1~2級で、家庭での入浴が困難な介護保険非該当の方	64歳以下の在宅の障害者等で、家庭での入浴が困難な介護保険非該当の方	-
	内容	洗体、洗髪、洗顔、衣類の着脱の介護	洗体、洗髪、洗顔、衣類の着脱の介護	-
	料金	1回500円(16年度内変更予定)	1回1,250円	-

一般項目関連資料

		静岡市	蒲原町	由比町
重度身体障害者 (児) タクシー利用料 助成	対象	身体障害者1～2級(聴覚・音声 言語障害を除く) 知的障害A級 電動車椅子又はリクライニング式 車椅子の交付を受けている方 (リフト付タクシー)	-	-
	内容	600円×24枚交付 500円×48枚(リフト付)	-	-
重度心身障害児 扶養手当	対象	身体障害者手帳1～3級又は重度 の知的・精神の障害を有する20歳 未満の児童を扶養している方	-	-
	内容	月額3,000円 ただし、特別児童扶養手当を所得 制限により受給できない方は月額 5,000円	-	-
重度心身障害者 医療費助成事業	対象	特別児童扶養手当1級 重度心身障害児扶養手当の支給対 象児童のうち、所得制限により特 別児童扶養手当が支給停止の方 養育手帳A級 身体障害者手帳1・2級 療育手帳B級、身体障害者手帳3 級のいずれかの方のうち、6歳以 下でかつ、就学時前の障害児	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A級 特別児童扶養手当1級	
	所得制限	なし	あり(2分の1助成)	あり
	内容	重度心身障害者が疾病等により医療機関で治療した場合に、保険診療分に係る自己負担分、薬剤一部負担分、入院時食事代及び訪問看護基本料を助成		
医療費助成事業 (精神障害者)	対象	精神障害による1ヶ月以上の入院 に対し、月額1万円を限度に助成	町内に住む精神障 害者または町長が 認めた方の入院に かかる保険診療の 自己負担分の2分 の1を助成	町内に住む精神障 害者または町長が 認めた方の入院に かかる保険診療及 び入院時食事療養 費にかかる標準負 担額範囲内の自己 負担分の2分の1 を助成
	所得制限	なし	なし	あり
紙おむつ支給事 業	対象	非課税世帯かつ重度心身障害者医 療費助成を受けている方	-	-
	内容	助成限度額月2,000円	-	-
重度身体障害者 住宅改造費助成 事業	対象	下肢、体幹を含む肢体不自由1、 2級、又は視覚1、2級の方がい る世帯	-	下肢、体幹を含む肢 体不自由1、2級又 は視覚1、2級の方 がいる世帯

一般項目関連資料

		静岡市	蒲原町	由比町
	内容	助成限度額 80 万円	-	助成限度額、介護保険者 55 万円、日常生活給付者 53 万円、その他 73 万円
	所得制限	世帯全員の前年度所得税合算額が 39 万 7 千円以下	-	世帯全員の前年所得税合算額が 12 万円以下
障害者住宅整備資金貸付制度	対象	障害者(身体障害等級 1～2 級、知的障害程度 A 級)と同居しているか又は同居しようとしている人が、障害者の居住環境を改善するために行う増築、改築又は改装	-	-
	内容	貸付額 420 万円以内 貸付利率 固定金利 年 3% 以内(貸付の時期により利率の変更あり) 返済期間 10 年以内(半年据え置き)	-	-
登録要約筆記通訳者派遣事業	内容	視覚障害者及び音声言語機能障害者の日常生活の便宜を図り、健聴者との意思疎通を円滑にするため、登録要約筆記通訳者を派遣 本人負担：なし	-	-
外国人障害者福祉金給付事業	対象	昭和 57 年 1 月 1 日以前に満 20 歳に達していたために、障害者基礎年金を受けることができなかった外国人で、障害の認定日において満 70 歳未満の人	-	-
	内容	月額 27,000 円	-	-
外出支援サ - ビス事業	対象	-	-	おおむね 65 歳以上の寝たきり又は重度痴呆者、重度身体障害者で 1、2 級の方及び知的障害者
	内容	-	-	公共交通機関を利用することが困難な方で、医療機関等へ通院等希望する者 自己負担金 郡内片道 500 円 郡外片道 1,000 円
寝具洗濯乾燥消毒サ - ビス事業	対象	-	-	おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準じる世帯並びに身体障害者が必要な方

一般項目関連資料

		静岡市	蒲原町	由比町
	内容	-	-	寝具類の衛生管理のため水洗いや乾燥消毒等のサービスを行う 自己負担 1回 500円



## 2 3 慣行の取扱い

すり合わせ方針（案）  
 静岡市の制度に統一する。  
 ただし、両町の慣行については、従来の実績等を勘案し、静岡市に引き継ぐべきものについては継続する。

### 由比町、蒲原町の慣行の主なもの

項 目	蒲 原 町	由 比 町
町 の 木	松	もくせい
町 の 花	さつき	さくら
町 の 鳥		うぐいす
姉妹都市	アメリカ合衆国 インディアナ州シェルビービル市 (人口約 15,000 人)	
友好都市		山梨県東八代郡八代町 (人口 8,752 人)
名誉町民	(故)大野乙次郎 (昭和56年) (故)山本良作 (昭和56年) (故)佐藤一郎 (昭和56年) 山本幾太郎 (平成3年)	
町民憲章	昭和52年11月2日 制定	昭和55年10月30日 制定

姉妹・友好都市、名誉町民

項 目	蒲 原 町	由 比 町
姉妹都市	<p><b>アメリカ合衆国 インディアナ州シェルビービル市</b> (人口約 15,000 人) <b>シェルビービル市の概要</b></p> <p>シェルビービル市は、アメリカ合衆国の中西部、ミシガン湖南岸インディアナ州のほぼ中央に位置する。インディ500の開催地で有名な州都インディアナポリスから南東に45kmほどの位置にあり、郡境を接している。人口はおよそ15,000人、面積は約280 k m<sup>2</sup>。年間平均気温は12℃。小麦、トウモロコシ、大豆などの農業中心の産業形態だが、近年、リョービ株式会社をはじめとする自動車関連企業が進出し、工業化が進んでいる。</p> <p><b>提携の経過</b></p> <p>1986年、蒲原町に工場を持つリョービ株式会社が、インディアナ州シェルビービル市にダイカスト工場を現地法人との合併企業として設立し、同年10月にシェルビービル市長、シェルビー郡商工会議所専務理事が蒲原町を訪問し、姉妹都市宣言書を町長に手渡し、姉妹都市提携を要請した。町は、姉妹都市についての調査を行い、1988年駿河青年会議所の代表者と町職員をシェルビービル市に派遣し、蒲原町国際交流協会設立準備会を発足させた。1989年は町制100周年にあたり、その記念として姉妹都市を提携することを決め、蒲原町国際交流協会が発足し事業主体となり、11月3日の町制100周年記念式典に併せて調印式を行った。</p> <p><b>交流の経過</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年8月にシェルビービル市へ中学生、高校生のホームスティ派遣（現在まで延べ330人を派遣）</li> <li>・ シェルビービル市民の蒲原町訪問の際、ホームスティとして受入れ（現在まで延べ120人を受入れ）</li> </ul>	
友好都市		<p><b>山梨県東八代郡八代町</b> (人口 8,752 人) <b>八代町の概要</b></p> <p>山梨県の甲府盆地の南東部に位置する町で、総面積は 25.68k m<sup>2</sup>。このうち半分を山地が占め、残りは扇状地上の傾斜地と平地である。縄文時代から人々が住み甲斐の国の中心部分として発展してきた</p>

		<p>おり、盆地特有の気候を生かして果実栽培を中心とした農業が盛んである。現在、八代町を含む6町村において本年10月の新市「笛吹市」誕生に向けた合併の取組みが進められている。</p> <p><b>提携の経過</b> 町制100周年を記念して姉妹都市提携の意見が出され、かねてから老人クラブ同士で交流があった山梨県八代町と、平成元年4月2日に友好町の調印を行った。</p> <p><b>交流の経過</b> 老人会、農業委員会、議会議員の交流を始め10周年、15周年の節目の年には、町諸団体役職者及び職員の交流会を由比町、八代町において交互に実施してきた。</p>
<p>名誉町民</p>	<p><b>(故)大野乙次郎 (昭和56年)</b> 氏は、蒲原町長歴任中、後の日本軽金属株式会社である富士川電力株式会社の誘致を決め、自ら蒲原工場誘致期成同盟会の会長となり、工場誘致の土地買収に献身的な努力を払った結果、昭和15年10月に日本軽金属蒲原工場の操業をみるに至った。このことは、蒲原町が今日の行政需要に対応できる財政的基盤を作り上げたものとなっている。</p> <p><b>(故)佐藤一郎 (昭和56年)</b> 戦後、社会の荒廃した混乱の時期に、町長として郷土の復興に尽力し、6・3制による小、中学校の建設と学校教育の充実及び海岸堤防・治山治水事業など建設、防災行政に多大な実績をあげた。また、県議会議長として県政にも貢献した。</p> <p><b>(故)山本良作 (昭和56年)</b> 氏は、当町の鯛や鯉節の削節生産加工業の基礎をつくり、また、みかん缶詰産業の振興と海外輸出を促進することにより、当時の農家経営を救済した。また、魚市場、青果食品市場を開設し、町内主要産業の組織化に尽力するなど当町の産業経済発展に貢献した。</p> <p><b>山本幾太郎 (平成3年)</b> 氏は、三共商会(ホテイフーズコーポレーションの前身)に昭和12年に入社し、以来同社を当町の優良企業に育てあげた。また、町体育協会長、町法人会長などを歴任し、教育、福祉などの分野でも多大な功績があり、地域への貢献は計り知れないものがある。</p>	

## 2 4 保健衛生事業の取扱い

### すり合わせ方針（案）

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

### 1 保健所業務

現在、静岡市域のみで実施されている保健所業務を中心とした移譲事務は、蒲原地区及び由比地区においても実施されることになる。

#### ( 1 ) 保健所業務の主なもの

##### 医療・薬務等関係

- ・ 診療所、助産師、歯科技工所、施術所の開設許可及び監視指導、
- ・ 医薬品、毒物、劇物の販売許可及び監視指導
- ・ 国民生活基礎調査、人口動態調査等の保健衛生統計調査に関する事務

##### 保健予防関係

- ・ 身体障害児育成医療給付事業
- ・ 未熟児養育医療給付事業
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業
- ・ 結核予防事業
- ・ 結核患者医療費給付事業
- ・ 感染症予防事業
- ・ エイズ予防対策事業
- ・ 精神保健福祉業務

##### 生活衛生関係

- ・ 旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可及び衛生指導
- ・ 理容、美容、クリーニング業の開設確認及び衛生指導
- ・ 特定建築物の届出の受理及び衛生指導
- ・ 温泉利用施設の立入検査及び許可
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の製造・輸入・販売業者への立入検査及び収去
- ・ 水道事業者等への衛生指導

##### 食品衛生関係

- ・ 食品衛生法に基づく施設の営業許可及び監視指導
- ・ 特別用途食品の検査及び収去
- ・ と畜場の設置許可及びと殺解体に関する事務
- ・ 食鳥処理の事業に関する事務

##### 動物指導関係

- ・ 犬・猫の引取、負傷動物の保護・連絡・収容
- ・ 動物取扱業の届出、危険動物の飼養（保管）許可

一般項目関連資料

2 主な保健衛生業務

		静岡市	蒲原町	由比町
基本健康 診 査	対象	国保加入者、社会保険の本人以外で35歳以上	40歳以上で、年1回健診を受ける機会のない方（勤務先での健診、医療機関や人間ドックなどで受ける場合は対象外）	40歳以上で、かかりつけ医療機関等で定期的に検査等を行っていない方
	料金	1,000円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は無料	1,000円 70歳以上、町民税非課税世帯の方は無料	1,000円 70歳以上無料
結核レントゲン検診		無料(喀痰検査300円)	無料(喀痰検査500円)	無料(喀痰検査500円)
胃がん検診		500円	800円	800円
大腸がん検診		200円(集団) 400円(個別)	300円	300円
子宮がん検診		800円～ 1,700円	1,300円	1,300円
乳がん検診		2,000円 (マンモグラフィ検査+視触診)	視触診700円 マンモグラフィ検査 1,000円	700円(マンモグラフィ検査1,000円)
前立腺がん検診		1,000円	無料	無料
肝炎ウイルス検診		1,000円	無料	無料
歯周病検診		600円	無料	無料
総合検診		男性4,000円 女性7,000円	-	-
人間ドック 助 成	対象	30歳以上で1年以上継続して静岡市国保に加入しており、保険税(料)の滞納がない方	35歳以上の国保加入者	35歳以上の国保加入者で、保険料の滞納がない方
	料金	3割自己負担	3割自己負担	3割自己負担
フッ素塗布	対象	歯科医師会主催「母親教室」に参加していて、希望する就学前の幼児(年3回) フッ素洗口は、公立、市立保育園ほぼ全園で実施(無料)幼稚園は今後検討	1歳半～3歳までの間に4回 フッ素洗口は、全幼稚園・保育園の年長児および全小学校の全児童に実施(無料)	満1歳以上～4歳になる年度まで(年3回)
	料金	1回1,050円	無料	年額200円
乳幼児医療 費助成	内容	4歳未満児の通院及び小学校就学前までの入院に係る保険診療分の医療費を助成		
	自己負担金	入院 自己負担なし 0歳児の通院 自己負担なし 1～4歳未満児の通院 500円/回(月4回2,000円限度)	なし	

一般項目関連資料

		静岡市	蒲原町	由比町
寝たきり者 訪問歯科診 療事業	内容	寝たきりの状態にあるため通院による歯科診療が困難なお年寄り等のために、歯科診療及び歯科保健指導を実施	清庵歯科医師会主催で実施町は、かかりつけ歯科医がない場合の受付（町予算措置なし）	清水庵原郡歯科医師会が2003.10より実施
	対象	静岡市内に住んでいる65歳以上の寝たきりの方又はこれに準ずる方で、歯科往診車または在宅にて診療が受けられる方。	寝たきりまたはこれに準じる者	
	料金	無料(治療費のみ負担)	治療費の負担	

3 保健福祉センター等での主な教室等

		静岡市	蒲原町	由比町
名称	フレッシュマタニティ教室	マタニティスクール	パパ・ママ・ベビー教室	
内容	初妊婦に対して、前期・後期の安産を目指した生活教育を行うとともに、交流を深める。	全妊婦を対象とし、3回1コースで実施（2回目は夫も参加）	母子意識を高め、健全な母子育成を図るとともに、交流を深め仲間づくりをする	
名称	両親教室			
内容	初めて親になる夫婦が協力して育児に取り組み、親の役割や子育てについて知識の向上を図る。	マタニティスクールの中で実施		
名称	フォローアップ教室(バンダ)	幼児あそびの教室(めだかっこ)	幼児事後相談(たけのこサークル)	
内容	健診や訪問等から把握した、子育て下手など事後フォローの必要な親子が遊びを通して社会性を培い、集団での関係形成を育成	健診や相談を通して、育児不安や発育に援助を必要とするケースに教室形式で継続的なアプローチを行い育児支援を行う。	親の育児に対する不安の軽減及び正しい知識・理解を深める	
名称	フォローアップ教室(ぞうさん)		幼児事後相談(つくしんぼサークル)	
内容	ハンディキャップのある児の育児に孤立せず自身をもってあたれるように支援する教室		幼児の健やかな発育を目指し、精神発達及び育児等についての相談指導	
名称	9か月児歯と育児教室	乳幼児健康相談事業	乳児相談(5ヶ月児・12ヶ月児)	
内容	満9か月になる児を対象に、幼児期移行前に「歯」の健康管理を親が認識し、実践できるようにするとともに、生活全般の育児支援をする。	2か月児・5か月児・7か月児・2歳6か月児を対象に発育、発達、育児についての相談に応じる。	身体測定及び発達相談を通じ、異常の早期発見・適切な治療に結びつけるとともに、保健指導・栄養指導により乳児の健全な育成支援をする	
名称	子育て支援教室	2歳にっこり歯の教室	育児相談	
内容	親子の遊びや親同士の交流を通じて、育児不安や育児困難の軽減を図る。	歯科健診及び栄養士・歯科衛生士による歯科保健教育を実施。	育児の不安や悩みに対する相談・指導を行い、母親同士の交流を深める	
名称	A型リハビリ教室	ぱくぱく教室	リハビリ教室(語るう会)	
内容	医療終了後も継続して心身の機能の維持回復の必要の有る概ね40歳の介護保険認定外の方を対象に、集団リハビリ体操、作品づくり、軽度のスポーツ、レクリエーション、交流会等を実施	3歳児を対象に食育教室を開催し、食の大切さと親子のふれあいの場を築き、幼児期から将来に向けて規則正しい生活習慣を確立できるよう支援する。	心身の機能が低下している者であって医療終了後も継続して機能訓練の必要な者に対し必要な訓練を行い、日常生活の自立を助ける	

一般項目関連資料

	静岡市	蒲原町	由比町
名称	B型リハビリ教室	リハビリ友の会OB会	
内容	学区に居住の介護保険認定外等の虚弱高齢者を対象に、地区公民館や集会所に出向き、閉じこもり防止と生き甲斐づくりの教室を開催し、合わせてボランティアの育成を行う。	平成12年度まで「リハビリ友の会」として月2回実施していた。しかし参加者のほとんどが介護保険認定者となったため、現在は年1回OB会として遊びリレーション、交流会等を実施している。	
名称	脳スッキリ教室	お達者会	痴呆予防教室(おぼえている会)
内容	啓発健康教育・痴呆アセスメントを実施し、早期痴呆の対象者を把握し、脳活性化への働きかけをすることにより、在宅生活の維持と重度化防止を図る。	介護保険認定外で主に虚弱高齢者を対象として町内4会場で各会場月2回ずつ開催。転倒予防体操を中心に、他レクリエーション、押し花等の作品づくりを行っている。	生きがいと社会参加を促進し、閉じこもりがちや要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、孤立感の解消、自立生活の助長・要介護状態の予防
名称	介護ボランティア教室		
内容	リハビリ教室等の介護予防関係のボランティアを育成		
名称	高脂血症予防教室		
内容	(基本健康診査事後フォロー)生活習慣病の主因である高脂血症の改善について、食事や運動、生活面での指導を行う。		
名称	健康ウォーキング	病態別料理教室(高脂血症)	
内容	(基本健康診査事後フォロー)健康維持の基本である「歩く」事に焦点をあてた教室	(基本健康診査事後フォロー)高脂血症に関して、病態や予防のための生活習慣について講義および調理実習を実施。	
名称	糖尿病予防教室		
内容	(基本健康診査事後フォロー)糖尿病を予防の段階から自覚し、食事、運動、生活コントロールができるよう指導する。		
名称	健康づくり実技	病態別料理教室(糖尿病)	
内容	健康を主体的に考える動機付けのひとつとして、健康体操やダンベル体操等を行い、自主グループ化を目指す。	(基本健康診査事後フォロー)糖尿病に関して、病態や予防のための生活習慣について講義および調理実習を実施。	
名称	健康づくり講演会	はつらつ運動教室	健康づくり学習会(PPK教室)
内容	身近な保健福祉センターの場で、地域のニーズに対応して、医師等の専門家の講師による講演会を開催。	運動することの意義や効果、安全な運動についての講義をおりまぜながら健康体操や有酸素運動を行い、運動習慣の獲得ができるようにする。	老後を健やかに過ごすために健康づくりを目指し、「自分の健康は自分で守る」という意識啓発事業
名称	元気はつらつ教室		
内容	加齢とともに消極的になりがちな生活を、おしゃれ、体操等を通して積極的な生き方を学ぶ。		

一般項目関連資料

	静岡市	蒲原町	由比町
名称	いきいきひとり暮らし教室		高齢者食生活改善事業(いきいきひとり料理教室)
内容	独居高齢者に対して、地域で孤立しないように積極的な生き方ができるようにする。		独居や高齢者世帯の食生活改善を支援し、健康づくりと介護予防につなげる
名称	転倒予防教室		転倒骨折予防教室(ころばぬ会)
内容	寝たきり移行の主原因のひとつである転倒からの骨折を防止する事で行動範囲の維持拡大を図り、積極的な社会参加を図る。		生きがいと社会参加を促進するとともに、骨折・整形外科的疾患予防し、転倒骨折に関する知識と健康な脚力を保つ
名称	高血圧・脳卒中予防教室	病態別料理教室(高血圧)	
内容	3大死因に関係する高血圧脳卒中の発生予防と重度化防止。	(基本健康診査事後フォロー)高血圧に関して、病態や予防のための生活習慣について講義および調理実習を実施。	
名称	当事者・家族サポート会		介護家族支援事業
内容	障害者や家族の孤立化防止 介護疲労などの健康障害防止をサポート		高齢者の介護者に、介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得
名称	地区ボランティア育成		
内容	保健ボランティア講座として、自分の健康を振り返る事と合わせてボランティアの基本を学び、地域での行動化を目指す。		
名称	地区組織育成		モデル地区事業
内容	訪問や地区の関係組織等と日常的に連携をとり、地域の状況を把握してニーズに応じた新たなものを構築していく。		「健康なまち・由比」をめざし、地域ぐるみで健康を考えるため、モデル地区を選定し、継続的な学習を推進
名称	地域ふれ合い支援連絡会		
内容	地域で活躍するボランティアや自主グループが連絡・情報交換を行う事でより効果的な活動を目指す。		
名称			離乳食講習会
内容			離乳食の指導を通じて、正しい食生活の基礎づくりをざし、小児生活習慣病を予防
名称			お母さん学級
内容			虐待や育児不安等についての自覚がある保護者に対し、親業訓練、後援会、懇親会を提供し孤立感や挫折感から解放
名称			歯みがき教室
内容			8020運動の一環とし、園児・小学生に歯科保健教育を行う歯の減少と正しい歯みがきの習慣を得る



一般項目関連資料

	静岡市	蒲原町	由比町
名称			生活習慣病予防教室
内容			保育園・学校・地域において講習会や懇談会、連絡会を開催し、こどもの生活習慣病を減少させる
名称			思春期教室
内容			赤ちゃんと触れ合うことで、愛着や愛情を持ち、命の尊さを理解させ、将来親になった時の育児不安や虐待予防につなげる
名称			喫煙防止教室
内容			生活習慣病の大きな起因である喫煙について、未成年に害と危険性を伝え喫煙習慣を身につかせないようにする また、子供の受動喫煙を防止
名称			骨密度教室
内容			骨粗鬆症を早期に発見し、健やかな老後を送っていくために、壮年期からの予防につとめる

4 保健福祉センター等での主な健康相談事業等

	静岡市	蒲原町	由比町
名称	生活習慣病予防健康相談	生活習慣病予防健康相談	健康相談
内容	保健福祉センター窓口において、生活習慣病予防全般について相談等を受け付けている。	生活習慣病全般について本人及び家族からも相談を実施。併せて肝臓病健康相談も実施している。 栄養学級 栄養の基礎知識や生活習慣病について学習し、調理実習を行う。	老人保健法に基づき、心身の健康に関する個別の相談に必要な指導・助言を行う
名称	骨粗しょう症予防健康相談	女性の健康づくり教室	
内容	20歳から60歳の女性を対象に、超音波骨密度測定装置による測定・問診のほか食事・生活指導を実施	18歳～39歳の女性を対象にDIP法による骨密度測定、血液検査、尿検査、身体測定を行い、家庭生活の基盤を築く女性の健康を守るとともに、家族の健康づくり推進のための食生活改善の機会をつくる。 骨粗鬆症検査 40歳以上の希望者を対象に、X線による手掌の骨密度検査を健康まつりで実施 食生活のアンケートを取り、指導も実施	
名称	介護家族健康相談	介護家族健康相談	
内容	保健福祉センターへの介護認定申請や高齢者サービス申請、	社協主催「在宅介護者の集い」の場で参加者に実施。健康相談	

一般項目関連資料

	高齢者の家庭訪問時等必要に応じて介護をしている家族に対し実施	他、必要に応じ栄養相談、歯科相談も実施。	
名称	所外健康相談		
内容	地区の集会所や公民館に出向いて相談を実施		
名称	住民検診併設健康相談	健康相談	
内容	住民検診（結核予防法）と合わせて市内約250ヶ所の地区集会にて実施 保健師、栄養士、歯科衛生士の三者がそれぞれの視点で健康チェック及び相談を実施	結核レントゲン検診、胃がん検診の場に併せて基本健診の事後フォローを中心に実施。	
名称			心理相談
内容			健康診査後、療育教室修了者など、経過観察が必要な親子の指導や保育園・幼稚園・小学校・中学校の発達相談や指導

## 2 5 清掃事業の取扱い

すり合わせ方針 (案)
-------------

### 1 ごみ処理施設

	静岡市	蒲原町	由比町
施設名	西ヶ谷清掃工場	富士川クリーンセンター (庵原郡環境衛生組合)	
設置年月	昭和58年3月	昭和55年4月	
処理能力	400 t/日	50 t/日	
施設名	沼上清掃工場		
設置年月	平成7年7月		
処理能力	600 t/日		
施設名	清水清掃工場		
設置年月	昭和50年4月		
処理能力	285 t/日		

### 2 最終処分場

	静岡市	蒲原町	由比町
施設名	沼上最終処分場	一般廃棄物最終処分場 (庵原郡環境衛生組合)	
竣工年月	平成2年3月	平成3年4月	
埋立容量	750,000 m <sup>3</sup>	42,200 m <sup>3</sup>	
施設名	清水貝島最終処分場		
竣工年月	平成元年3月		
埋立容量	246,000 m <sup>3</sup>		

### 3 し尿処理施設

	静岡市	蒲原町	由比町
施設名	静岡衛生センター	衛生プラント (庵原郡環境衛生組合)	
設置年月	昭和42年11月	平成5年7月	
処理能力	260 kl/日	76.9 kl/日	
施設名	清水衛生センター		
設置年月	平成3年3月		
処理能力	200 kl/日		

### 4 ごみ収集方法

区分	静岡市		蒲原町	由比町
	静岡地区	清水地区		
可燃ごみ	ステーション(14,488箇所)で回収 週2回		ステーション (233箇所)で回収 週2回 但し、西部地区のみ、生ゴミを拠点 (38箇所)回収 週3回	ステーション (168 箇所)で回収 週2回

一般項目関連資料

不燃粗大ごみ	個別収集(電話受付：業務委託) 月1回 ただし、安倍6地区は、ステーション(135箇所)で回収 月1回		大型不燃物 ステーション(233箇所)で回収 2ヶ月1回 家電製品(家電4品目、パソコンを除く)、缶類以外の金属類など 廃乾電池を含む	鉄・不燃物 ステーション(168箇所)で回収 月1回
			セトモノ・蛍光灯類 ステーション(233箇所)で回収 3ヶ月1回 廃蛍光管を含む	セトモノ ステーション(168箇所)で回収 隔月1回  蛍光灯類 ステーション(168箇所)で回収 隔月1回
資源ごみ	ステーション(4,681箇所)で回収 ビン・カン：月1回		ガラスびん ガラス・ビン類 ステーション(233箇所)で回収 年7回	びん ステーション(168箇所)で回収 月1回
			缶 ステーション(233箇所)で回収 年13回	缶 ステーション(168箇所)で回収 月1回
古紙類	ステーション(3,994箇所)で回収 新聞・雑誌・ダンボール・紙パック：隔月1回 ただし、安倍6地区は、拠点回収(6箇所)	ステーション(552箇所)で回収 新聞・雑誌・ダンボール：月1回 スーパー等の店頭回収 牛乳パック	ステーション(233箇所)で回収 新聞・雑誌・牛乳パック・ダンボール 年8回	新聞・ダンボールについては、すべてPTA等のリサイクルに排出
				雑誌 ステーション(168箇所)で回収 月1回
				ミックス古紙 ステーション(168箇所)で回収 月2回 新聞・ダンボール・雑誌以外のすべての紙類
				古着 ステーション(168箇所)で回収 隔月1回  牛乳パックについては、女性団体による拠点収集 ※行政での回収は行っていない。
ペットボトル	スーパー等の店頭回収	ステーション(552箇所)で回収：月1回	拠点(34箇所)で随時回収	ステーション(168箇所)で回収 月1回
トレー	—	スーパー等の店頭回収	拠点(34箇所)で随時回収	—

## 2 6 各種産業制度の取扱い

### すり合わせ方針（案）

静岡市の制度に統一する。

### 1 事業所の概況

産業大分類	静岡市		蒲原町		由比町	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
農業	15	135	2	27		
林業	7	61				
漁業	6	31			1	21
鉱業	11	131	1	4		
建設業	4,070	29,745	102	636	77	455
製造業	5,025	67,287	147	4533	74	1,110
電気・ガス・熱供給・水道業	46	2,461	3	12	2	10
運輸・通信業	1,158	24,539	38	507	15	164
卸売・小売業・飲食店	18,272	117,222	271	1592	183	801
金融・保険業	792	12,492	21	173	6	42
不動産業	1,538	4,181	13	16	10	16
サービス業	11,146	100,283	251	1113	166	851
公務	118	13,630	5	136	5	117
総数	42,204	372,198	854	8749	539	3587

（事業所統計調査：平成 13 年）

### 2 主な融資制度

区分	静岡市	蒲原町	由比町
制度名	小口資金	小口資金	小口資金融資
融資対象及び資金用途	従業員数 30 人以下（卸売、小売、サービス業では 10 人以下）で市内に事務所、事業所を有し、3 か月以上同一事業を営んでいる中小業者または 30 人以下の企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人の運転及び設備資金。納期の到来した市税を納付済のこと。	従業員数 30 人（商業・サービス業では 10 人）以下で、町内で 3 か月以上同一事業を営んでいる商工業者及び 30 人以下の企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人の運転及び設備資金。納期の到来した町県民税を納付済のこと。	従業員数が 30 人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については 10 人）以下で、組合員数が 30 人以下の企業組合、従業員数が 30 人以下の協業組合及び医業を主たる事業とする法人で、町内で申込み前 3 か月以上同一事業を営んでおり、事業税、町・県民税を完納済のこと。
貸付限度額	7,000 千円	7,000 千円	7,000 千円
貸付期間及び返済方法	5 年以内（6 か月以内の据置可能） 元金均等月賦返済	5 年以内 元金均等月賦返済	5 年 元金均等の月賦償還
利率	年 1.5 %	年 1.8 %	年 1.8 %
保証料	年 0.9 %	年 0.9 %	

一般項目関連資料

区分	静岡市	蒲原町	由比町
制度名	短期経営改善資金	短期経営改善資金	短期経営改善資金
融資対象及び 資金使途	従業員数50人以下(卸売、小売、サ・ビス業は20人以下)で市内に事務所、事業所を有し、1年以上同一事業を営む商工業者及び組合の運転資金。納期の到来した市税を納付済のこと	従業員数50人(卸売、小売、サ・ビス業は20人)以下で、町内において1年以上同一事業を営む商工業者及び組合の運転資金。	従業員数が50人(卸売業、小売業又はサ・ビス業を主たる事業とする事業者については20人)以下で、町内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合。
貸付限度額	1企業 7,000千円 1組合 15,000千円	1企業 7,000千円 1組合 15,000千円	1企業 7,000千円 1組合 15,000千円
貸付期間及び 返済方法	5か月以内 一時払い又は元金均等 月返済	5ヵ月以内 一時払い又は元金均等 割賦返済	5ヵ月以内 元金均等割賦償還又は 一括償還
利率	年1.3%	年1.5%	年1.5%
保証料	年0.95%	年0.95%	
制度名	景気対策特別資金		
融資対象及び 資金使途	市内において1年以上同一の事業を営んでおり、最近3か月又は6か月の売上が前年2、3年前と比べ5%以上減少している商工業者であり、納期の到来した市税を完納しているものの運転資金。(静岡市税納税者に限る)		
貸付限度額	運転資金 10,000千円		
貸付期間及び 返済方法	7年以内 (1年以内据置可能) 元金均等月賦返済		
利率	年1.2%		
保証料	年1.35%以内 (保証協会の定めによる)		
制度名	産業振興資金		
融資対象及び 資金使途	市内で事業所もしくは事務所を有し、1年以上同一事業を営む中小企業者の運転・設備資金。納期の到来した市税を納付済のこと。(静岡市税納税者に限る)		
貸付限度額	20,000千円		
貸付期間及び 返済方法	7年以内(1年以内据置可能) 元金均等月賦返済		
利率	年0.9%		
保証料	年1.35%以内 (保証協会の定めによる)		

一般項目関連資料

区分	静岡市	蒲原町	由比町
制度名	開業・転業支援資金		
融資対象及び 資金使途	起業者が1年以上市内 に住所を有し開業準備 に着手している25歳以 上のもので市税を完納 している方。 転業は、転業前の事業を 市内で3年以上営んで いた方。		
貸付限度額	8,000千円 総事業費（土地代は除 く）の2/3以内。		
貸付期間及び 返済方法	5年以内（6か月以内の 据置可能） 元金均等月賦返済		
利率	年1.5%		
保証料	年1.35%以内		
制度名	中小企業高度化資金		
融資対象及び 資金使途	市内中小企業等協同組 合及び同組合員に対す る運転及び設備資金		
貸付限度額	組合 100,000千円 転貸資金 100,000千円 組合員 20,000千円		
貸付期間及び 返済方法	短期資金 1年以内 長期資金 7年以内 一時払い 又は元金均等割賦返済 （1年以内据置可能）		
利率	組合貸 短1.5% 長1.6% 組合員貸 短1.7% 長1.8%		
保証料	保証付き融資の場合に は保証料付加		

3 主な利子補給制度（県の制度への上乗せ制度）

区分	静岡市	蒲原町	由比町
制度名	農業近代化資金利子補 給制度		
制度内容	農業者等が融資機関か ら借り入れる資金に対 する融資機関への利子 補給		
利子補給内容	年2%以内		
制度名	農業経営基盤強化資金 利子助成制度		
制度内容	農業者等が融資期間か ら借り入れる資金に対 する借入者への利子助 成		
利子補給内容	年1.25%以内		

一般項目関連資料

区 分	静 岡 市	蒲 原 町	由 比 町
制度名	漁業近代化資金利子補給制度		
制度内容	漁業者等が融資機関から借り入れる資金に対する融資機関への利子補給		
利子補給内容	年2%以内		



## 2 7 教育制度の取扱い

すり合わせ方針（案）  
 静岡市の制度に統一する。  
 ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

### 1 学校給食の状況（平成15年4月1日現在）

区 分	静岡市		蒲原町	由比町
	静岡地区	清水地区		
小学校	59校	26校	2校	2校
提供方式	センター58校 親子方式1校	センター3校 単独校23校	単独校2校	センター2校
回数	180回	176回	177回	180回
給食費（月額）	3,830円×11回	3,600円×11回	4,248円×10回	3,950円×11回
一食単価	234円	225円	240円	241円
中学校	27校	14校	1校	1校
提供方式	センター26校 親子方式1校	センター2校 校外調理委託12校	単独校1校	センター1校
回数	180回	173回	177回	180回
給食費（月額）	4,540円×11回	4,210円×11回	4,950円×10回	4,600円×11回
一食単価	277円	267.69円	279.66円	281円

### 2 公民館の状況（平成15年4月1日現在）

区分	静岡市		蒲原町	由比町
	静岡地区	清水地区		
設置数	17館	18館	1館	1館
平成14年度利用者総数	914,923人	546,300人	41,404人	21,159人
使用料の減免	社会教育活動その他公益のため利用する場合、特別の理由があるとき、使用料を減額又は免除	社会教育活動若しくは公用又は公益のため利用する場合は、使用料は徴収しない。	社会教育活動若しくは公用又は公益のため利用する場合は、使用料は徴収しない。	社会教育活動若しくは公用又は公益のため利用する場合は、使用料は徴収しない。

### 3 図書館の状況（平成16年4月1日現在）

区分	静岡市	蒲原町	由比町
施設数	8箇所	1箇所	1箇所(図書室)
蔵書数	1,793,511冊	94,324冊	約12,000冊

一般項目関連資料

4 主な相談事業等

	静岡市	蒲原町	由比町
名称 内容	電話相談（こどもホットライン） 相談の内容 ・生活態度、習慣、性格などに関する事 ・勉強やしつけに関する事 ・学校生活や友人関係に関する事 ・不登校に関する事 ・将来の進路（進学・就職）に関する事 ・いじめ、非行や問題行動に関する事など  保護者の方からの相談も受け付ける ケースによっては面接相談を行う		電話相談 相談の内容 ・生活態度、習慣、性格などに関する事 ・勉強やしつけに関する事 ・学校生活や友人関係に関する事 ・不登校に関する事 ・将来の進路（進学・就職）に関する事 ・いじめ、非行や問題行動に関する事など ケースによっては面接相談又は専門の相談機関を紹介する。
名称 内容	面接相談 カウンセラーや相談員が個別に面接相談を実施  相談内容 不登校、学級・友人問題、部活動、集団不適應、学業・進路、学校・教員の対応、しつけ・子育て、発達上の問題、性格・行動、家庭内暴力、引きこもり、家庭環境、いじめ、虐待、暴力被害、性的被害、非行や問題行動などに関する悩みごと	「心の教室」相談 専門の相談員が個別に面接相談を実施  相談内容 いじめや登校拒否、生徒の心の悩みなどについて	「心の教室」相談 県で実施していた、「心のふるさと推進事業」（心の教室相談員）活用委託事業での相談員を引き続き中学校に配置 ・不登校児への対応、学校や、家庭での生徒の悩み事に関する相談を実施
名称 内容	就学相談員活用事業 就学相談員は、幼稚園・保育所、小学校、中学校、就学相談室及び学校教育課長が指定する場所において下記の相談・調査活動、交流・研修活動を行う。  ア 幼児・児童・生徒の就学に関する相談 イ 幼児・児童・生徒の心身の障害に関する相談 ウ 静岡市就学指導委員会の専門調査活動 エ 養護学級交流活動及び会議ならびに研修会等への参加	就学相談 子どもが心身ともに発達できるように、各施設に臨床心理士を派遣し、発達障害児の早期発見早期適正教育の経過観察及び指導を実施	
名称 内容	静岡市日本語指導センター 静岡市に居住する外国人児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応指導をする  日本語の初期指導、適応指導、保護者・学校への助言等を行なう  必要に応じて、訪問指導も行う		公民館事業(日本語教室)  町内に住む外国人を対象に、希望する方

## 2 8 消防団の取扱い

### すり合わせ方針（案）

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

なお、団員の身分、報酬、手当等については、静岡市の制度に統一する。

### 1 消防団の現況（平成 16 年 4 月 1 日現在）

区 分	静岡市静岡消防団	静岡市清水消防団	蒲 原 町	由 比 町
団 数	1 団 3 9 分団	1 団 1 9 分団	1 団 4 分団	1 団 3 分団
団員数	1, 4 7 3 人	1, 2 8 3 人	8 2 人	110 人
消防車輛等の 保有数				
消防ポンプ 自動車	4 0 台	5 6 台	4 台	3 台
小型動力ポ ンプ積載車	7 3 台	1 9 台		
小型動力ポ ンプ	1 2 7 台	3 4 台	4 台	4 台

### 2 団員報酬等

区 分	静 岡 市	蒲 原 町	由 比 町
団長	年額 7 7, 0 0 0 円	年額 8 0, 0 0 0 円	年額 6 0, 0 0 0 円
副団長	" 6 3, 5 0 0 円	" 4 6, 0 0 0 円	" 4 6, 0 0 0 円
分団長	" 4 5, 0 0 0 円	" 3 8, 0 0 0 円	" 3 8, 0 0 0 円
副分団長	" 4 0, 0 0 0 円	" 2 8, 0 0 0 円	" 2 8, 0 0 0 円
部長	" 3 1, 5 0 0 円	" 2 2, 0 0 0 円	" 2 2, 0 0 0 円
班長	" 3 1, 5 0 0 円	" 2 0, 0 0 0 円	" 2 0, 0 0 0 円
団員	" 3 0, 5 0 0 円	" 1 8, 0 0 0 円	" 1 8, 0 0 0 円
機関員報酬	月額 1 人 1, 0 0 0 円 各車輛 3 人	(報償) 年額 正機関員 5, 0 0 0 円 年額 副機関員 3, 0 0 0 円 各車両 1 人	年額 1 人 5, 0 0 0 円 各車両 2 人
出動報酬	1 回 1, 9 0 0 円	( 1 回につき ) 水火災の場合 2, 0 0 0 円 警戒の場合 1, 0 0 0 円 訓練の場合 1, 0 0 0 円	( 1 回につき ) 水火災の場合 2, 0 0 0 円 警戒の場合 1, 0 0 0 円 訓練の場合 1, 0 0 0 円

## 2 9 上水道事業の取扱い

すり合わせ方針（案）  
 合併後当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする。

### 1 業務の概要（14年度決算）

区 分	静岡市	蒲原町	由比町
給水人口(人)	668,878	13,040	8,917
給水戸数(戸)	251,205	4,755	3,051
年間総配水量(m <sup>3</sup> )	91,559,683	2,209,031	1,478,299
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	78,022,320	1,862,624	1,296,468
有収率(%)	85.2	84.3	87.7
1日最大配水量(m <sup>3</sup> )	283,342	7,752	5,250

### 2 水道料金（メーター使用料金含む）（16年4月1日現在）

自治体	基本料金 (月額、消費税込)		従量（超過）料金(使用水量1 m <sup>3</sup> につき：消費税込)							
			～10	10超～20	20超～50	50超～100	100超～500	500超～		
静岡 市	静岡 地 域	口 径	金額(円)	67.2 円	120.75 円	160.65 円	186.9 円	206.85 円	220.5 円	
		13 mm	430.5							
		20 mm	430.5							
		25 mm	693							
		40 mm	2,163							
		50 mm	3,202.5							
		75 mm	8,011.5							
		100 mm	13,639.5							
	150 mm	29,841								
	清 水 地 域	家事用	682.5		115.5 円	136.5 円	157.5 円	183.75 円	210 円	
		業務用	756		136.5 円	162.75 円	189 円	220.5 円	246.75 円	
		日本平 観光地	1,533		10～1,000 m <sup>3</sup> ：204.75 円 1,000 m <sup>3</sup> を超える分：252 円					
		船 舶	4,567.5		15 m <sup>3</sup> を超える分：304.5 円					
		清水地域 大口口径施設特別使用料金								
		口径 (mm)	40	50	75	100	150	200		
料金 (円)		2,520	6,300	12,705	25,620	44,835	83,370			

一般項目関連資料

	基本料金 (月額、消費税抜き)		従量(超過)料金(使用水量 1 m <sup>3</sup> につき: 消費税抜き)						
	口径	金額(円)	~10	11~20	21~50	51~150	151~		
蒲原町	13 mm	850		100 円	110 円	130 円	150 円		
	20 mm	900		100 円	110 円	130 円	150 円		
	25 mm	920		100 円	110 円	130 円	150 円		
	30 mm	970		100 円	110 円	130 円	150 円		
	40 mm	1,000		100 円	110 円	130 円	150 円		
	50 mm	2,200		100 円	110 円	130 円	150 円		
	75 mm	2,400		100 円	110 円	130 円	150 円		
	100 mm	2,800		100 円	110 円	130 円	150 円		
	由比町 (メーター使用 料金除く)	基本料金 (月額、消費税抜き)		従量(超過)料金(使用水量 1 m <sup>3</sup> につき: 消費税抜き)					
		一般用	900 円		10 超~	20 超~			
官公庁用		1,010 円		90 円					
臨時用		3,920 円				101 円			
由比町メーター使用料									
口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100	100	
料金 (円)	50	100	140	300	1,200	1,500	2,000	2,000	

### 30 下水処理事業の取扱い

すり合わせ方針（案）

合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。

下水処理形態の区分（平成16年4月1日現在）

区 分	静岡市		蒲原町		由比町	
	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口
公共下水道	186,436	416,185				
浄化槽	83,026	268,994	3,650	11,352	2,392	8,210
くみ取り	10,391	26,068	607	1,888	549	1,885

第5回静岡市・蒲原町合併協議会

第5回静岡市・由比町合併協議会

## 合同会議

(その3)

建設計画協議資料

日時：平成16年8月10日(火)

午後1時30分から

場所：蒲原町文化センター

4階「大会議室」

# 合併建設計画(案)

## 建設計画の概要

### 1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するもので、静岡市と合併後の蒲原地区及び由比地区の整備を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいたまちづくり計画を策定してその実現を図ることにより、速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、住民福祉の向上を図ろうとするものである。

### 2 計画の構成

本計画は、「まちづくりの基本方針」、「基本方針を実現するための施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成する。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とする。

## 合併の必要性と効果

### 1 合併の必要性

近年の交通・通信手段の発展に伴い、地域住民の日常生活圏は、市、町といった行政区域を超えて広がっている。

また、住民の生活水準の向上は、より多様化、高度化した行政を要求するに至っている。

このような行政需要に対応するためには、すでに生活圏が一体化している市・町がその行政区域を統一し、広域的、長期的視野に立った計画のもと、効率的な行政運営を行う必要がある。

静岡市と蒲原町及び由比町を含む庵原郡とは、以前から住民の日常生活圏、経済圏をひとつにしており、昭和47年には、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第252条の2に基づく協議会として、静清庵地区広域市町村圏協議会（平成15年の静岡市と清水市の合併により静庵地区広域市町村圏協議会と改称）を設置し、静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定を行う等、広域行政を推進してきた。

なお、平成12年の国勢調査によると、蒲原町から静岡市に通勤、通学している人は、約1,500人、静岡市から蒲原町に通勤、通学している人は約1,600人、由比町から静岡市に通勤、通学している人は、約1,700人、静岡市から由比町に通勤、通学している人は約400人となっており、約3,100人の住民が毎日、静岡市、蒲原町間を、約2,100人の住民が毎日、静岡市、由比町間を行き来していることになる。

また、通勤、通学以外にも買い物での行き来も多く静岡商圏を形成しており、生活実感からは既に同じ「まち」ともいえる状況になっている。

### 2 合併の効果

#### (1) 住民の利便性の向上

① 住民の生活圏に即した行政区域の編成により、利用可能な行政窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用できるようになる。

② 今まで、利用が制限されていた他の市町の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が同じ自治体の住民として利用できるようになる。

#### (2) サービスの高度化・多様化

① 小規模市町村では設置困難な女性政策や都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

② 従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（保健師、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

#### (3) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

① 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができるようになる。

② 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できるようになる。

#### (4) 政令指定都市としての行政の推進

静岡市は、平成17年4月の政令指定都市への移行を目指し、現在、準備を進めているため、合併後は政令指定都市としての行政を推進していくことになる。

政令指定都市は、現在の都市制度の中で最大の権能と財政力を持ち、通常県が行っている一部の国道及び県道の管理や保健福祉施設の設置、管理等を行うことになるため、県と市に分かれていた事務が一元化され、より一層、一体的、総合的な行政を展開することができるようになる。



**まちづくりの基本方針**

**1 新しいまちづくり**

静岡市と蒲原町を含む庵原郡とは、住民の日常生活圏、経済圏をひとつにし、静岡市を中核とする静岡県中部100万都市圏の一部を形成しているという特色を活かしながら、その機能を強化し、静岡県の中核拠点地域として発展を続けていくことが期待されている。

このような中で静岡市は、県都として、そして平成17年4月の移行を目指している政令指定都市として、日本を代表する都市のひとつであるという自覚を持ち、この役割を果たしていくことが求められている。

このため、既に一体的な日常生活圏を形成している静岡市と蒲原町は、合併を行うことでひとつの自治体として、より広域的かつ総合的に行財政運営を推進することにより、均衡ある発展を図りながらまちづくりを行っていくこととする。

**2 蒲原地域の役割**

蒲原地域は、県都静岡市の東部に位置し、東は水資源に富んだ富士川を挟んで富士市、北は富士川町に接し、南は水産資源豊富な奥駿河湾に面している。国道1号、JR東海道本線をはじめとする主要幹線が集中しており、東海道の要となっている。東部地域は、アルミニウム等の工業地域、新興住宅地として、中・西部地域は、漁業・水産加工を中心とする地場産業やみかんを中心とする農業地域として発展してきた。

このような中で蒲原地域は、富士山、富士川、駿河湾という自然と調和したまちづくりや、旧東海道等の歴史的資源を活かしたまちづくりが期待され、生涯学習の先進地域を目指している。静岡市中心部と結ぶ道路整備は急務であり、国道1号のバイパス機能を持つ道路の新設や東名高速道路のインターチェンジの設置などにより、政令指定都市となる静岡市の東の玄関として、自然、健康・福祉、文化、産業・経済、教育など静岡市の魅力を発信する地域となることが望まれる。また、十分な利活用がなされていない富士川の水資源は、静岡市の東の水源としてその合理的開発が期待されている。

**3 蒲原地域各地区の特性と土地利用の方針**

土地利用に当たっては、地域の社会的、経済

**まちづくりの基本方針**

**1 新しいまちづくり**

静岡市と由比町を含む庵原郡とは、住民の日常生活圏、経済圏をひとつにし、静岡市を中核とする静岡県中部100万都市圏の一部を形成しているという特色を活かしながら、その機能を強化し、静岡県の中核拠点地域として発展を続けていくことが期待されている。

このような中で静岡市は、県都として、そして平成17年4月の移行を目指している政令指定都市として、日本を代表する都市のひとつであるという自覚を持ち、その役割を果たしていくことが求められている。

このため、既に一体的な日常生活圏を形成している静岡市と由比町は、合併を行うことでひとつの自治体として、より広域的に、一体的かつ総合的観点に基づいた行財政を推進し、健康・福祉、文化・学習、生活環境、産業・経済、都市基盤の整備等の向上に努め、均衡ある発展を図りながら、一体的なまちづくりを行っていくこととする。

**2 由比地域の役割**

由比町は、静岡市の東部に位置し、温暖な気候と海、山などの豊かな自然に恵まれ、山では、傾斜地を利用して柑橘類やびわなどの栽培、海においては桜えび、しらすを中心にした沿岸漁業が行われ、これらの関連産業とともに発展してきた。

また、古くは東海道の16番目の宿場町として栄えてきたことから、当時の面影を残すまちなみが今でも存在し、東海道広重美術館の開館以降、訪れる観光客が増加している。

現在、農業においては土地改良事業、由比漁港では、由比の特産品として全国的に知られる桜えびを中心とした漁業生産、流通、加工の拠点として基盤整備が進んでいる。

このため、自然と共生したまちづくりを目指す静岡市の中であって、由比地域の役割は、地域の自然環境、資源を活かした農・漁業と調和のとれたまちづくり、さらには、静岡地域の観光資源と薩埵峠、東海道広重美術館などを有機的に連携した観光機能をもつまちづくりが期待される。

また、両地域は同一の日常生活圏を形成しており、合併により更に一体化が進むなかで、温暖な気候と恵まれた立地を生かし、周辺都市のベッドタウンとしての役割が期待できる。

一方、浜石岳から続く山なみが海岸まで迫っているため、両地域を結ぶ一般幹線道路は、海岸線を通る国道1号のみであり、均衡ある発展、速やかな一体化を進めていくためには、バイパス的機能をもつ新たな道路の整備が急務となっている。

**3 由比地域の特性と土地利用の方針**

土地利用に当たっては、自然的・社会的・

的、自然的条件等を配慮した生活環境の確保と均衡ある地域の発展を図ることを基本とし、県都静岡市の中で自然と調和のとれた都市機能を持つ地域、東の玄関としてふさわしいまちづくりを目指し、総合的かつ計画的に行うことが必要である。

それぞれの地区の特性と、土地利用の方針は次のとおりである。

#### 【東部地区】

富士川河口から新蒲原駅までの東部地区は、新興住宅地域、アルミニウム・自動車部品製造などを中心とした工業地域と、新蒲原駅前の大型ショッピングセンター、集合住宅、公共施設などの集積した都市的施設で形成されている。また、富士川河口には富士川緑地公園がありスポーツ、レクリエーション等の憩いの場となっている。このため、道路・公園・公共下水道などの都市基盤整備、工場、通過車両などの公害防止対策が求められている。

したがって、この地区の土地利用は、住工混在の解消、産業振興による雇用の確保と静岡市の東の玄関口として多様な交流のあるまちづくりを目指し、また、安心して暮らせる快適な居住環境の整備及び自然と調和した景観形成の整備などを行う。

#### 【中部地区】

J R 東海道本線北側の富士川町境から文化センターまでの中部地区は、食品加工工場等が既成市街地内に点在し、狭あい道路が多く、住宅が過密している。国道1号高浜インターやJ R 東海道本線新蒲原駅があり、交通の玄関口としての機能を持ち、文化センター・図書館・町立体育館など文化・スポーツ施設が集積している。また、旧東海道の宿場町としての面影を残すまちなみも存在している。半面、古くから開発の進んだ市街地の過密解消のため、山間地に向かつての開発も求められており、本町善福寺線を先行事例とする南北道の整備が急がれる。また、生活道路や公園とともに公共下水道などの都市基盤整備が必要であり、歴史的施設やまちなみなど地域の特性を活かした景観形成が望まれる。

したがって、この地区の土地利用は、住工混在・住宅過密の解消、狭あい道路及び南北道路の整備、文化・スポーツ活動拠点の整備及び歴史的資源を活かしたまちづくりを行う。

#### 【西部地区】

文化センターから由比地域までの西部地域は、既成市街地内に狭あい道路が多く、住宅が過密している。西部地域の中山間部は「県営担い手育成畑地帯総合整備事業」が実施され、地域循環型農業の発展が期待される。前山にあたる山間地は砂利採取後の宅地造成予定地となっている。また、国道1号蒲

経済的条件等に配慮しながら、生活環境の確保、地域産業の振興など均衡ある発展を図ることを基本とし、豊かな自然や歴史文化などの地域特性と調和のとれた都市機能を持つまちづくりを目指し、総合的かつ計画的に行うものとする。

#### 【北部地域】

土地の大部分は、森林と農地で構成されており、農業の安定した経営を図るため農地の効率的かつ総合的な利用を促進していくとともに、森林は国土保全や水源涵養等の多目的な役割をもっているため、その保全・整備に努める。

また、浜石岳周辺においては恵まれた自然環境と青少年野外センターを生かし、観光・レクリエーションゾーンに位置付け、その環境整備を進める。

南部地域が飽和状況になっている現在、新たな住宅地開発が地域発展のカギを握ることから、由比川以東の山間地において、自然環境と調和をした宅地開発を計画的に進める。

由比川沿いに南北に通過する県道富士富士宮由比線は市街地と山間部を結び、広域的には由比町と富士宮市を結ぶ重要な路線であり、奥行きのある地域の形成に向け、効果的な土地利用を進めるため、早期の道路整備を図る。

#### 【南部地域】

駿河湾沿いに東西交通の大動脈である東名高速道路、国道1号、J R 東海道本線の広域交通が集中している。この地域は古くから東海道の宿場町として発展してきた地域であり、住・工・商業が混在し、併用住宅も多く存在している。また、役場をはじめとした、文化、教育、福祉関連の公共公益施設が集積している。

したがって、この地域の土地利用については、都市計画における用途地域の指定に基づき、道路、公園、下水道などの生活基盤整備を充実するなど、生活拠点として良好な住環境の整備を積極的に進める。また、由比地域の文化・スポーツ活動の拠点、さらには東海道広重美術館を中心とした観光・交流拠点としての整備を進める。

一方、由比漁港は、全国的にも知名度が高い桜えび水揚げの基地港として整備を進めており、釣り船、定置網漁等の観光漁業の推進と合わせ、交流スペースの整備、J R 由比駅周辺整備等により、総合的な水産業の基地、新たな交流拠点としてのまちづくりを目指すものである。

原西インターやJR東海道本線蒲原駅があり交通の要としての役割も持っている。しかし、地域の南北道路が少ないため、災害等に対して不安がある。このため、生活道路や公園とともに公共下水道などの都市基盤整備が必要であり、山間地開発の推進、蒲原駅前  
の整備が望まれる。

したがって、この地区の土地利用は、住宅過密の解消、狭あい道路及び南北道路の整備、蒲原駅周辺整備及び山間地の住宅開発等を行う。

### まちづくり計画

蒲原地域及び由比地域と静岡市との速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、市民福祉の向上を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、次の体系により施策を展開する。

#### 1 健康・福祉

- (1) 心がかよい笑顔あふれる市民福祉の推進
- (2) 未来を築く元気な子どもの育成支援
- (3) 障害のある人の自立を支えるシステムの構築
- (4) 人間関係豊かな長寿のまちの確立
- (5) いきいきと暮らせる健康づくりの創造

#### 2 文化・学習

- (1) 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- (2) 多彩な文化の承継と独自文化の創造
- (3) 次代を担う人材の育成と環境の整備
- (4) スポーツ・レクリエーションの推進

#### 3 生活環境

- (1) 環境低負荷型都市の建設
- (2) 水と緑の環境の創出
- (3) 地震や災害に強いまちづくり
- (4) 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保

#### 4 産業・経済

- (1) 都市型産業集積を目指した産業構造の知的高度化
- (2) 環境と調和した農林水産業の高付加価値化
- (3) 地域の魅力を活かした観光・交流産業の高度化
- (4) 優れた能力と意欲ある人材の育成・支援

#### 5 都市基盤

- (1) 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
- (2) にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
- (3) 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築

#### 6 行財政

- (1) 市民満足のための高次・高質な行政の展開

#### 1 健康・福祉

少子高齢化、核家族化の進行などの社会情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、長寿社会において、だれもが心身ともに健康に暮らすことができる社会環境の整備を推進する。

- ・ 未来を担う子どもたちを、元気で健全に育てることができる基盤整備を推進する。
- ・ 障害者の自立を支え、社会参加を促進し、生き生きと活躍できる社会環境の整備を推進する。

#### 1 健康・福祉

少子高齢化、核家族化の進行などの社会情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、長寿社会において、だれもが心身ともに健康に暮らすことができる社会環境の整備を推進する。

- ・ 未来を担う子どもたちを、元気で健全に育てることができる基盤整備を推進する。
- ・ 市民が必要とする医療サービスが受けられ、安心して生活することができる環境の整備を推進する。

- ・ 高齢者が、健康でいきいきと活躍し、安心して生活することができる環境の整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名

**子育て支援の推進**

- 1 保育所整備事業  
少子化は進行しているものの、保育ニーズは多様化している現状に対応するため、統合も含め公立保育所の在り方を検討し、子育てしやすい環境を整備
- 2 放課後児童対策  
放課後児童クラブを運営、整備し、昼間保護者のいない家庭の子どもの育成、指導を行うと共に、女性が社会進出しやすい環境を整備
- 3 児童館等の運営  
児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として、児童館、児童センター等を運営

**知的障害者の自立支援**

知的障害者同士が共同生活できるグループホームを運営し、知的障害者の生活の質の向上及び社会的自立を支援

**保健福祉センターの整備**

市民の健康増進と地域福祉の拠点となる保健福祉センターを整備

**老人福祉センター事業の充実**

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場となる老人福祉センターでの事業の充実を図り、健康で明るく生きがいのある生活を送れるよう支援

**特別養護老人ホームの施設整備**

特別養護老人ホームにおいて、入所者に対して、十分な介護が行われるよう施設整備を推進

**2 文化・学習**

高齢化社会の実現や、国際化、IT化の進展などにより高まっている生涯を通じての学習ニーズに対応するための環境整備を推進する。

また、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するための環境整備を推進する。

- ・ 幼児期から高齢期までの、生涯を通じての多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進する。
- ・ 地域の歴史ある文化の継承、保全に努めるとともに、市民が芸術文化に触れることのできる環境の整備を推進し、地域に根ざした独自文化の創造を目指す。
- ・ 次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めるよう、教育環境の整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名

**子育て支援の推進**

- 1 保育所整備事業  
少子化は進行しているものの、保育ニーズは多様化している現状に対応するため、子育てしやすい環境を整備
- 2 放課後児童対策  
放課後児童クラブを運営、整備し、昼間保護者のいない家庭の子どもの育成、指導を行うと共に、女性が社会進出しやすい環境を整備
- 3 児童館等の運営  
児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として、児童館等を運営

**保健福祉センターの整備**

市民の健康増進と地域福祉の拠点となる保健福祉センターの整備

**地域医療体制の充実**

山間地等地域における医療体制の整備に向け、公設民営方式等による診療所設置の可能性を調査

**2 文化・学習**

高齢化社会の実現や、国際化、IT化の進展などにより高まっている生涯を通じての学習ニーズに対応するための環境整備を推進する。

また、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するための環境整備を推進する。

- ・ 幼児期から高齢期までの、生涯を通じての多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進する。
- ・ 地域の歴史ある文化の継承、保全に努めるとともに、市民が芸術文化に触れることのできる環境の整備を推進し、地域に根ざした独自文化の創造を目指す。
- ・ 次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めるよう、教育環境の整備を推進する。

- ・ 健やかな人生を築く生涯スポーツの推進を図るための環境整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>文化センターの改築</b>
老朽化した蒲原町文化センターの改築に合わせ、防災センター等を併設する複合施設として整備 延床：3, 200㎡
<b>図書館機能の充実強化</b>
多様化する住民のニーズに対応できるよう、図書館機能の充実強化を図る。
<b>蒲原城跡整備関連事業</b>
「蒲原城跡」の調査研究を行ない、保存整備を推進するとともに、御殿山・狼煙場等を散策できる遊歩道を整備
<b>教育施設の整備</b>
小学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等 中学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等 給食施設
<b>遊歩道の整備</b>
公有林の間伐、造林等を行い健全な森林の育成を図ると共に、市民の健康増進のため、ハイキング等に活用できる遊歩道を整備

### 3 生活環境

環境問題に的確に対応し、豊かな自然や温暖な気候という財産を後世に引継いでいくため、環境への負荷を軽減する社会システムを構築する。

また、災害から生命、財産を守る災害に強いまちづくりや、犯罪の少ないまちづくりなど、市民誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、消費者被害を防止するため、消費者への情報提供、消費生活相談等を充実させ、一人一人が自立した消費者として行動できるよう支援し、住民の消費生活の安定及び向上を図る。

- ・ 廃棄物の縮減とリサイクルを推進するとともに、新エネルギーの利用の検討を行い、環境への負荷を軽減する社会システムを構築する。
- ・ 豊かな緑あふれた安全・快適な生活環境の整備を推進するとともに、環境を

- ・ 健やかな人生を築く生涯スポーツの推進を図るための環境整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>文化財展示施設の整備</b>
現在の町庁舎を改築し、文化財の展示コーナー及び保管施設を整備 展示コーナー：100㎡ 保管施設：100㎡
<b>公民館機能の充実</b>
多様化する住民のニーズに対応し、図書室等の公民館機能を充実することにより生涯学習の環境を整備
<b>東海道広重美術館の充実整備</b>
浮世絵師歌川広重の作品を中心に1,200余点の版画が収集されている東海道広重美術館の更なる充実整備 地上3階、地下1階 延床面積：約1,341㎡
<b>教育施設の整備</b>
小学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等 中学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等 給食施設
<b>浜石岳周辺整備</b>
1 青少年野外センター整備 青少年の野外活動を通じ、健全育成に資するための施設である静庵地区青少年野外センターの整備
2 遊歩道整備 市民の健康増進のため、ハイキング等に活用できる遊歩道を整備
<b>運動公園の整備</b>
市民が気軽にスポーツに取り組み、健康増進を図れるよう、運動公園を整備

### 3 生活環境

環境問題に的確に対応し、豊かな自然や温暖な気候という財産を後世に引継いでいくため、環境への負荷を軽減する社会システムを構築する。

また、災害から生命、財産を守る災害に強いまちづくりや、犯罪の少ないまちづくりなど、市民誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、消費者被害を防止するため、消費者への情報提供、消費生活相談等を充実させ、一人一人が自立した消費者として行動できるよう支援し、住民の消費生活の安定及び向上を図る。

- ・ 廃棄物の縮減とリサイクルを推進するとともに、新エネルギーの利用の検討を行い、環境への負荷を軽減する社会システムを構築する。
- ・ 豊かな緑あふれた安全・快適な生活環境の整備を推進するとともに、環

支える水資源を育み、適切な汚水処理を推進する。

- ・ 総合的な防災体制の整備と危機管理システムの充実を図るとともに、災害を未然に防ぐための施策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>防犯まちづくり事業</b>
地域ぐるみの自主的防犯活動や犯罪の防止に配慮した都市環境の整備など、住民の目が行き届いた犯罪の起きにくいまちづくりの推進
<b>清掃工場の建設</b>
静岡県中部圏域の一般廃棄物を安全で適正に処理する体制を確立するための清掃工場の建設
<b>新エネルギー利用の調査検討</b>
環境への負荷の軽減を図るため、化石燃料に替わる新たなエネルギーの利用の可能性を調査検討
<b>生活排水対策事業</b>
公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備
<b>公園の整備</b>
緑あふれた安全・快適な生活環境の創出のため、公園を整備
・ みその公園
・ 富士川緑地公園
・ ポケットパーク 他
<b>上水道事業</b>
災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立
取水場、浄水場、配水場、管網等の整備
<b>治山事業</b>
災害の発生を未然に防ぐため、崩壊の危険度の高い河川流域や山間地に治山ダムを設置
<b>河川改修事業</b>
災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備
<b>公営住宅建替</b>
安全な居住空間を提供するため、老朽化した公営住宅の改修、改築を実施

境を支える水資源を育み、適切な汚水処理を推進する。

- ・ 総合的な防災体制の整備と危機管理システムの充実を図るとともに、災害を未然に防ぐための施策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>防犯まちづくり事業</b>
地域ぐるみの自主的防犯活動や犯罪の防止に配慮した都市環境の整備など、住民の目が行き届いた犯罪の起きにくいまちづくりの推進
<b>清掃工場の建設</b>
静岡県中部圏域の一般廃棄物を安全で適正に処理する体制を確立するための清掃工場の建設
<b>ごみ収集体制の整備</b>
ごみの分別収集を進めるため、収集体制を整備
<b>新エネルギー利用の調査検討</b>
環境への負荷の軽減を図るため、化石燃料に替わる新たなエネルギーの利用の可能性を調査検討
<b>生活排水対策事業</b>
公共下水道、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備
<b>公園の整備</b>
緑あふれた安全・快適な生活環境創出のため、公園を整備
<b>上水道事業</b>
災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立
取水場、浄水場、配水場、管網等の整備
<b>耐震性小型貯水槽整備事業</b>
予想される大規模地震に備え、災害時における水利の確保を図るため、耐震性小型貯水槽を整備
<b>防災センターの整備</b>
現在の役場庁舎を改修し、防災機能を持った施設に改修
研修施設、備蓄資材保管庫、等
<b>治山事業</b>
災害の発生を未然に防ぐため、崩壊の危険度の高い河川流域や山間地に治山ダムを設置
<b>河川改修事業</b>
災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備
<b>公営住宅改築</b>
安全な居住空間を提供するため、老朽化した公営住宅の改修、改築を実施
<b>宅地造成事業</b>
定住人口の増加を図るため、良好な宅地を造成し供給

#### 4 産業・経済

市場経済化の進行に伴う国際競争の激化、環境問題の深刻化、少子高齢化、規制緩和、IT社会の到来など、産業・経済をとりまく環境は激しく変化している。

このような状況の中で、首都圏と中京圏の中間に位置し、日本の中央部における東西交通と南北交通の結節点という利点を活かし、産業の融合化・多様化、高度化・高付加価値化を推進する。

- ・ 地域資源を活かした産業の高度化・高付加価値化を図るため、将来を担う人材の育成等を支援する。
- ・ 国際競争の激化や、食に対する関心高まり等に伴う消費者ニーズの多様化等に対応するため、農業生産基盤の整備を進め、競争力のある農業の育成を推進する。
- ・ 多様化する余暇の活用方法に対応し、都市と農村の交流を促進する環境整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>商工業活性化支援</b>
地場製品のPR、各種研修活動等を支援し、商工業の活性化を推進
<b>海洋深層水利用の可能性調査</b>
21世紀における地球的資源として、様々な分野への利活用の可能性を秘めている海洋深層水の、利用の可能性を調査
<b>土地改良事業</b>
農業生産基盤を面的に整備していくため、土地改良事業を実施
<b>林道整備事業</b>
林業の生産基盤を整備するため、林道を整備
<b>農業公園等の整備</b>
自然環境を保全し、都市と農村との交流を促進するため、農業公園等を整備

#### 5 都市基盤

市域全体の一体性の確立と均衡ある発展を目指し、基盤整備を推進するとともに、地域の歴史と伝統を活かしたまちづくりを推進する。

- ・ 地域の歴史と伝統を活かし、市民が潤いを感じることができる空間を創出する。
- ・ 市域の都市内交通の充実強化を図り、円滑な都市活動の向上を目指すため、道路、橋梁の整備を推進するとともに

#### 4 産業・経済

市場経済化の進行に伴う国際競争の激化、環境問題の深刻化、少子高齢化、規制緩和、IT社会の到来など、産業・経済をとりまく環境は激しく変化している。

このような状況の中で、首都圏と中京圏の中間に位置し、日本の中央部における東西交通と南北交通の結節点という利点を活かし、産業の融合化・多様化、高度化・高付加価値化を推進する。

- ・ 地域資源を活かした産業の高度化・高付加価値化を図るため、将来を担う人材の育成等を支援する。
- ・ 国際競争の激化や、食に対する関心高まり等に伴う消費者ニーズの多様化等に対応するため、農林水産業基盤の整備を進め、競争力のある農林水産業の育成を推進する。
- ・ 多様化する余暇の活用方法に対応し、都市と農漁村の交流を促進する環境整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>商工業活性化支援</b>
地場製品のPR、各種研修活動等を支援し、商工業の活性化を推進
<b>道の駅整備の可能性調査</b>
ドライバーが安心して利用できる休憩施設に特産品の販売施設を併設する「道の駅」設置の可能性を調査
<b>海洋深層水利用の可能性調査</b>
21世紀における地球的資源として、様々な分野への利活用の可能性を秘めている海洋深層水の、利用の可能性を調査
<b>漁港整備事業</b>
由比漁港整備 防波堤、波除提、護岸、係留施設等
<b>水産業共同施設整備支援</b>
水産業の合理化、近代化を図るため共同施設の整備を支援
<b>林道整備事業</b>
林業の生産基盤を整備するため、林道を整備
<b>温泉発掘可能性調査</b>
市民の健康増進、地域の活性化を図るため温泉の可能性について調査

#### 5 都市基盤

市域全体の一体性の確立と均衡ある発展を目指し、基盤整備を推進するとともに、地域の歴史と伝統を活かしたまちづくりを推進する。

- ・ 地域の歴史と伝統を活かし、市民が潤いを感じることができる空間を創出する。
- ・ 市域の都市内交通の充実強化を図り、円滑な都市活動の向上を目指すため、道路、橋梁の整備を推進する

に、交通基盤整備の可能性を調査する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>歴史の回廊かんばら整備事業</b>
東海道の宿場町であった蒲原の歴史を感じさせる町並みを活かし、快適な散策空間を整備
<b>東名高速道路インターチェンジ可能性調査</b>
東名高速道路新インターチェンジ設置についての可能性調査の実施
<b>道路の整備</b>
1 主要幹線道路の整備 一体化を促進するため、都市内交通の大宗を占める主要な幹線道路の重点的な整備
2 生活道路の整備 市民の使用頻度の高い生活道路を整備
<b>J R蒲原駅、新蒲原駅整備の研究調査</b>
J R蒲原駅、新蒲原駅の橋上駅化や自由通路の設置等について、研究調査を実施

## 6 行財政

多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政の役割分担を明確にし、サービスの質と水準、負担を市民とともに考え、決定していく協働によるまちづくりを推進する。

また、市民が地域への誇りと愛着を持ち、コミュニティ活動や交流を通じて、住みよい地域社会を形成することができる環境整備を推進する。

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報のグローバル化の進展に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進する。
- ・ I T化に対応した行政事務の効率化を図り、市民サービスの向上に努める。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>国際化の推進</b>
社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進
<b>戸籍の電算化</b>
市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るため、戸籍の電算化を実施
<b>地籍調査事業</b>
行政及び個人の財産を確定することにより、公共事業の円滑な実施など土地行政の効率化を図る。

とともに、交通基盤整備の可能性を調査する。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>美しい街並みの形成</b>
東海道の宿場町であった由比の歴史を感じさせる町並みを活かし、快適な散策空間を整備
<b>道路の整備</b>
1 主要幹線道路の整備 一体化を促進するため、都市内交通の大宗を占める主要な幹線道路の重点的な整備
2 生活道路の整備 市民の使用頻度の高い生活道路を整備
<b>第2東名アクセス道路建設の可能性調査</b>
庵原地区と静岡地区を結ぶ幹線道路は海岸部の国道1号のみであり、災害時の東西交通の確保の観点からも、第2東名清水インターチェンジへのアクセス道路建設の可能性を調査
<b>J R由比駅整備の研究調査</b>
J R由比駅の橋上駅化や自由通路の設置等について、研究調査を実施

## 6 行財政

多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政の役割分担を明確にし、サービスの質と水準、負担を市民とともに考え、決定していく協働によるまちづくりを推進する。

また、市民が地域への誇りと愛着を持ち、コミュニティ活動や交流を通じて、住みよい地域社会を形成することができる環境整備を推進する。

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報のグローバル化の進展に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進する。
- ・ I T化に対応した行政事務の効率化を図り、市民サービスの向上に努める。

〈市が実施する主要な事業〉

事業名
<b>国際化の推進</b>
社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進
<b>戸籍の電算化</b>
市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るため、戸籍の電算化を実施
<b>地籍調査事業</b>
行政及び個人の財産を確定することにより、公共事業の円滑な実施など土地行政の効率化を図る。



概算事業費	
(単位：億円)	
分野	事業費
1 健康・福祉	17
2 文化・学習	124
3 生活環境	500
4 産業・経済	15
5 都市基盤	1,424
6 行財政	4
合計	2,084

※ 概算事業費は、将来の社会経済状況の変化に伴い、変動する場合があります。

概算事業費	
(単位：億円)	
分野	事業費
1 健康・福祉	4
2 文化・学習	110
3 生活環境	424
4 産業・経済	26
5 都市基盤	1,351
6 行財政	5
合計	1,920

※ 概算事業費は、将来の社会経済状況の変化に伴い、変動する場合があります。

### 公共施設統合整備の基本的考え方

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実績を踏まえ、利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とする。

### 県事業の推進

#### 1 静岡県が実施を予定する事業

事業名
<b>経営体育成樹園地再編整備事業</b>
畑地、樹園地における担い手の育成・強化を図り、意欲ある経営体が活躍できる生産基盤・環境整備を総合的に推進する。
<b>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業</b>
農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り併せて農村環境の改善に資する農道の新設、改良を推進する。 蒲原3期地区、蒲原堰沢地区

### 県事業の推進

#### 1 静岡県が実施を予定する事業

事業名
<b>経営体育成樹園地再編整備事業</b>
畑地、樹園地における担い手の育成・強化を図り、意欲ある経営体が活躍できる生産基盤・環境整備を総合的に推進する。
<b>砂防事業</b>
土砂災害から生命、財産を守るため、砂防事業を推進する。 鍛冶沢、白井沢
<b>急傾斜地崩壊対策</b>
土砂災害から生命、財産を守るため、崩壊防止工事を推進する。 陣笠山、五所
<b>地すべり対策事業</b>
住民が安心して暮らせるよう、地すべり対策事業を推進する 西倉沢、白井沢
<b>河川の整備</b>
災害を未然に防ぐため、河川整備を推進する。 由比川

**財政計画**

1 歳入（10年間の合計）（単位：億円）

区 分	金 額	備 考
地 方 税	11,650	
地方消費税交付金	771	
地 方 交 付 税	2,114	
地方特例交付金	413	
国・県支出金	3,964	
市 債	3,308	
そ の 他	3,165	使用料、手数料等
合 計	25,385	

2 歳出（10年間の合計）（単位：億円）

区 分	金 額	備 考	
消 費 的 経 費	人 件 費	5,105	
	扶 助 費	3,965	
	そ の 他	5,492	物件費、補助費等
	小 計	14,562	
投 資 的 経 費	普 通 建 設 事 業 費	4,919	
	小 計	4,919	
そ の 他	公 債 費	3,848	
	そ の 他	2,056	繰出金、投資及び出資金・貸付金等
	小 計	5,904	
合 計	25,385		

※ この財政計画は、普通会計ベースで推計しており、企業会計（上下水道事業）、特別会計に係る経費については、突合対象とはならない。

**財政計画**

1 歳入（10年間の合計）（単位：億円）

区 分	金 額	備 考
地 方 税	11,503	
地方消費税交付金	764	
地 方 交 付 税	2,206	
地方特例交付金	410	
国・県支出金	3,977	
市 債	3,262	
そ の 他	3,093	使用料、手数料等
合 計	25,215	

2 歳出（10年間の合計）（単位：億円）

区 分	金 額	備 考	
消 費 的 経 費	人 件 費	5,109	
	扶 助 費	3,957	
	そ の 他	5,435	物件費、補助費等
	小 計	14,501	
投 資 的 経 費	普 通 建 設 事 業 費	4,850	
	小 計	4,850	
そ の 他	公 債 費	3,824	
	そ の 他	2,040	繰出金、投資及び出資金・貸付金等
	小 計	5,864	
合 計	25,215		

※ この財政計画は、普通会計ベースで推計しており、企業会計（上下水道事業）、特別会計に係る経費については、突合対象とはならない。

## 1.2 一部事務組合等の取扱い

## すり合わせ方針（案）

## 1. 共立蒲原総合病院組合

## 静岡市（案）

蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退するが、当分の間、合併後の静岡市が、一部事務組合に加入する。

## 【経営改善について】

平成16年中に実効性のある経営改善計画を策定する。

合併日の前日までに累積欠損金を清算する。

看護専門学校については、3つになる学校の合理化を踏まえ、速やかに廃止計画を策定する。

## 【管理組織について】

管理者である富士川町の経費負担の割合は、合併日の前日までにあらかじめ定める割合とする。

上記について、蒲原町、由比町及び富士川町の今後の話し合いの結果を踏まえて協議する。

## 蒲原町、由比町（案）

蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退するが、当分の間、合併後の静岡市が、一部事務組合に加入する。

## 【基調となる考え方】

個別事業の整理見直しについては、今後も検討を続けるが、当面は公営企業の経営形態を継続する。

負担金については、現状の配分の計算方式をできるだけ踏襲する。

## 2. 庵原郡環境衛生組合

## 静岡市（案）

蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退するが、当分の間、合併後の静岡市が、一部事務組合に加入する。

経費の負担割合については、従前の蒲原町及び由比町の合計の割合以下をもって合併後の静岡市の経費負担の割合とする。

なお、今後は、施設の大規模修繕は行わず、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断したところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。

## 蒲原町、由比町（案）

蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退するが、当分の間、合併後の静岡市が、一部事務組合に加入する。

### 3 . 庵原地区消防組合

静岡市(案)	蒲原町、由比町(案)
<p>合併の日の前日をもって、解散する。</p> <p>財産の処分については、負担金の負担率に基づき清算するが、基本的に富士川町に所在する施設は富士川町に、由比町に所在する施設は蒲原町及び由比町に配分し、差額は起債未償還残高の按分等で清算するものとする。</p> <p>組合職員の身分等については、富士川町と蒲原町及び由比町で協議するものとする。</p> <p>(各々の自治体の消防組織が、各々の行政区域について対応する。)</p>	<p>合併の日の前日をもって、解散する。</p> <p>現在の庵原地区消防組合の機能をすべて静岡市に統合する。</p>

### 4 . 県道富士宮由比線、市町道富士川由比線道路組合

静岡市、由比町(案)

由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退する。

議員定数等の取扱いについて

資料 2

< 各市町における検討案 >

市町名	6 議員の定数及び任期	10 地域審議会及び地域自治組織	15 組織及び機構 (出張所の設置)	備考
静岡市	定数特例 1 回	設置しない	出張所 + 市民サービスコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当分の間、出張所と市民サービスコーナーを設置し、最終的には出張所に統合する</li> <li>・出張所は、区役所業務の一部を所管する</li> <li>・市民サービスコーナーは出張所と同等の機能とする</li> </ul>
蒲原町	定数特例 1 回	地域審議会	出張所 + 出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域審議会の設置期間は 5 年とする</li> <li>・出張所はそれぞれに 1 箇所設置し、住民サービスに支障をきたさないよう、できる限り広範な事務を所管する</li> </ul>
由比町	定数特例 1 回 または 在任特例 1 回	地域自治区	事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数特例 1 回または在任特例 1 回とする</li> <li>・法に基づき、地域自治区には事務所を置き、長の権限に属する事務を分掌する</li> </ul>